

科学で自分を超えろ  
Renew yourself with sports sciences.

2023

GRADUATE SCHOOL OF SPORTS SCIENCES

NIHON UNIVERSITY

# 大学院要覧

日本大学大学院スポーツ科学研究科

スポーツ科学専攻



自主創造  
日本大学

# 日本大学の目的および使命

日本大学は 日本精神にもとづき 道統をたつとび  
憲章にしたがい 自主創造の気風をやしない  
文化の進展をはかり 世界の平和と人類の福祉とに  
寄与することを目的とする

日本大学は 広く知識を世界にもとめて  
深遠な学術を研究し  
心身ともに健全な文化人を育成することを使命とする

日本大学大学院は 高度にして  
専門的な学術の理論及び応用を教授研究し  
その深奥を究めて  
文化の進展に寄与することを目的とする

# 目 次

日本大学教育憲章	1
研究科長挨拶	2
教育研究上の目的	3
3つのポリシー	3
カリキュラムの特徴	5
授業科目一覧	7
履修モデル	8
指導教員一覧	10
大学院研究アドバイザー制度について	12
各科目コンピテンス対応表	13
授業について	14
授業の履修方法	15
試験と評価	16
研究指導の主要な流れ	18
研究支援	29
奨学金制度	29
ティーチング・アシスタント（TA）制度について	30
学生生活	32
図書館の利用	40
大地震時行動マニュアル	41
日本大学学則（抜粋）	43
日本大学学位規程（抜粋）	47

# 日本大学教育憲章

日本大学は、本学の「目的および使命」を理解し、本学の教育理念である「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」、「自ら考える」、及び「自ら道をひらく」能力を身につけ、「日本大学マインド」を有する者を育成する。

## 日本大学マインド

- ・日本の特質を理解し伝える力  
日本文化に基づく日本人の気質、感性及び価値観を身につけ、その特質を自ら発信することができる。
- ・多様な価値を受容し、自己の立場・役割を認識する力  
異文化及び異分野の多様な価値を受容し、地域社会、日本及び世界の中での自己の立ち位置や役割を認識し、説明することができる。
- ・社会に貢献する姿勢  
社会に貢献する姿勢を持ち続けることができる。

## 「自主創造」の3つの構成要素及びその能力

### 自ら学ぶ

- ・豊かな知識・教養に基づく高い倫理観  
豊かな知識・教養を基に倫理観を高めることができる。
- ・世界の現状を理解し、説明する力  
世界情勢を理解し、国際社会が直面している問題を説明することができる。

### 自ら考える

- ・論理的・批判的思考力  
得られる情報を基に論理的な思考、批判的な思考をすることができる。
- ・問題発見・解決力  
事象を注意深く観察して問題を発見し、解決策を提案することができる。

### 自ら道をひらく

- ・挑戦力  
あきらめない気持ちで新しいことに果敢に挑戦することができる。
- ・コミュニケーション力  
他者の意見を聴いて理解し、自分の考えを伝えることができる。
- ・リーダーシップ・協働力  
団体のなかで連携しながら、協働者の力を引き出し、その活躍を支援することができる。
- ・省察力  
謙虚に自己を見つめ、振り返りを通じて自己を高めることができる。

# 研究科長挨拶

## 高度なスポーツ科学研究の実践から日本のスポーツ界をリードする

スポーツ科学研究科長 博士（医学） 益子 俊志

本研究科は、日本大学スポーツ科学部を基礎として、2023年に創設致しました。その背景は、持続可能な社会や共生社会の実現に向けた国際的な取り組みが、スポーツの力を活用して様々な形で進展している現代において、スポーツを通じた国際交流・国際貢献といったグローバルな視点に立って取り組むことが一層求められ、我が国や世界の発展に貢献しうる大学院レベルでの教育を実施することが期待されていることにあります。

そこで本研究科は、スポーツ科学に関する研究をとおして諸問題を認識するとともに、課題を概念化しそれを解決していく反省的実践家として、競技スポーツにおける課題解決能力を高め、国内外からの知見から競技力向上に関する高度な専門性を身につけ、グローバルにスポーツ科学研究を実践できる能力を持った人材を養成することを目的に、スポーツに関連する多様な学問分野における最先端のスポーツ科学の研究成果を活かしながら、競技スポーツを体系的に捉え、その価値を発信でき、グローバルに社会貢献すること及び、競技スポーツの現場に即した高い専門性と実践力を有した人材を養成することを通じて、大学院レベルの教育・社会的役割を果たすべきとの結論に至りました。

履修モデルは「高度専門職業人コース」と「研究能力養成コース」の2つを設定しています。「高度専門職業人養成コース」では「プロアスリート・トレーニング指導者・スポーツコーチ等」の競技スポーツの現場に即した人材を育成するコースです。例えば、大学院修了後もアスリートとして大学院での学びを競技スポーツの現場に活かす実践力が身につくよう養成活動を行います。また、「研究能力養成コース」は、競技スポーツの研究に携わる人々を育成するコースです。具体的には、博士後期課程進学、大学教員や公的研究機関・スポーツ科学センター研究員などの高度な分析力と洞察力をもった専門職を育成するコースです。2つのコースは、三軒茶屋キャンパスで開講され、2年間の修士課程では、専門分野を履修し高度な知識を身につけながら修士論文を執筆し、論文審査を経て修士（スポーツ科学）が授与されます。

最後に本研究科は、日本大学が築いてきた体育学分野の学問領域に、新たにスポーツ科学の立場からオリジナルな視点を提供することや、競技スポーツの現場に貢献し、日本のスポーツ分野が発展するために、スポーツ科学領域をリードしていきます。

皆さんが充実した2年間を過ごし、スポーツ科学領域をリードしていく人材になることを期待しております。

# 教育研究上の目的

## スポーツ科学研究科

本研究科では、スポーツ科学に関する研究を通して諸問題を認識するとともに、課題を概念化しそれを解決していく反省的実践家として、競技スポーツにおける課題解決能力を高め、国内外からの知見から競技力向上に関する高度な専門性を身につけ、グローバルにスポーツ科学研究を実践できる能力を持った人材を養成することを目的とする。

## スポーツ科学専攻／修士課程

スポーツ科学専攻では、競技スポーツの諸課題に対応するスポーツ科学（自然科学・医科学・社会科学・コーチング学等）の高度な専門的知識を修得し、スポーツ科学の研究成果を競技スポーツの現場において実践できる能力を持った人材を養成することを目的とする。

# 3つのポリシー

## ディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）

本研究科のディプロマ・ポリシー（卒業認定・学位授与の方針）は、次のとおりとなります。

スポーツ科学研究科（修士（スポーツ科学））は、スポーツ立国を目指す我が国の競技スポーツの発展に貢献するべく、本研究科の教育研究上の目的及び日本大学教育憲章に基づき、「日本大学の目的及び使命」を理解し、「自主創造」を構成する「自ら学ぶ」・「自ら考える」及び「自ら道をひらく」能力に基づく本研究科における能力を修得したものに、「修士（スポーツ科学）」の学位を授与する。

- ・DP1 多文化、異文化を理解し、グローバル化する知識基盤社会の一員、スポーツに関わる一員として自らの意見を表現することができる。
- ・DP2 知識基盤社会の構成員として自らの専門における研究能力のみならず、確かな教養と高い倫理感を持ち、論理的な思考力を有し、スポーツにおける競技スポーツの位置づけ及び意味に対して自らの意見を説明できる。
- ・DP3 スポーツに携わる中で、自らが発見した問題や直面した問題に対し、専門的な知識・技能を用いて主体的にかつ協働して体系的な解決策を見だし、それを遂行することができる。
- ・DP4 これまでに修得した知識及び高い倫理観の下、生涯にわたりスポーツ分野において指導的な立場から知識基盤社会をリードすることができる。

## カリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施に関する方針）

本研究科のカリキュラム・ポリシー（教育課程の編成・実施に関する方針）は、次のとおりとなります。

- ・ C P 1 基本科目：スポーツ科学に関する基礎的な知識と思考力を修得するための基本科目を設定する。
- ・ C P 2 専門科目：基本科目を踏まえ、修了後のキャリアを見据えた高度で専門的な知識と実践力を修得するため、スポーツ科学分野と関連分野2つの分野からなる専門科目を設定する。
- ・ C P 3 研究指導：基本科目、専門科目を踏まえ、修士論文の作成を主体として、研究の手法について指導する研究指導科目を設定する。

## アドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）

本研究科のアドミッション・ポリシー（入学者の受入れに関する方針）は、次のとおりとなります。

スポーツ科学研究科は、下記のアドミッション・ポリシーに示す能力を兼ね備えた人材を受け入れる。

- ・ A P 1 意欲・経験・適性
  1. スポーツ科学に強い関心を持ち、競技スポーツの現場に即した高度な専門知識および技能を学ぶ意欲がある。（意欲・適性）
  2. 競技スポーツの経験を通して培った競技力向上に関わる知識および技能を発展させるべく、高度な専門知識および技能を学ぶ意欲がある。（意欲・経験・適性）
- ・ A P 2 知識・技能
  1. スポーツ科学における道德観や倫理観の理解につながる基礎的教養を身につけている。（知識）
  2. 競技スポーツを基盤としたスポーツ科学に関する基礎的な知識と技能を有している。（知識・技能）
  3. スポーツ科学に関わる専門分野の研究計画を立案することができる。（技能）
- ・ A P 3 思考力・判断力・表現力
  1. 競技スポーツにおける諸問題について課題を発見し、科学的思考を用いて明確に表現することができる。（思考力・表現力）
  2. 自ら設定した課題についてスポーツの科学的知見を動員し、的確に分析することができる。（思考力・判断力）
- ・ A P 4 主体性・計画性・協働性
  1. スポーツ科学の発展に貢献すべく、自らの成果を社会に還元しようとする姿勢を有している。（主体性）
  2. 社会におけるスポーツの価値を主体的に追求しようとする態度を有している。（主体性）
  3. 多様な人々と協働し、計画的に研究を遂行する姿勢を有している。（計画性・協働性）

# カリキュラムの特徴

本研究科では、スポーツ科学を構成する自然科学・医科学・社会科学・コーチング学のうち、連関する「自然科学・医科学」および「社会科学・コーチング学」の2領域を中心とし、授業科目は、基本科目、専門科目、研究指導の3区分とし、体系的な教育課程を編成します。

科目区分としては、初めにスポーツ科学に関する基礎的な知識と思考力を修得するための「基本科目」、基本科目を踏まえ、修了後のキャリアを見据えた高度で専門的な知識と実践力を修得するための「専門科目」、そして、基本科目、専門科目を踏まえ、修士論文の作成を主体として研究の手法について指導する「研究指導」の3区分に設定する。これにより本研究科の教育の特色を活かした体系的な教育が可能となります。

## 各科目区分設定及びその理由

### ・基本科目

スポーツ科学分野を構成する自然科学・医科学、社会科学・コーチング学の観点から競技スポーツに関する最新の知見を学修するとともに、研究を遂行するにあたり必要な研究倫理、計画・実践方法を学ぶことを目的とした以下の必修科目を配置し、「スポーツ科学総論1」では「自然科学・医科学」領域を学修し、「スポーツ科学総論2」では「社会科学・コーチング学」領域を学修する。また、「スポーツ科学研究法」では研究倫理と高度な研究方法を学修します。

「スポーツ科学総論1」2単位、「スポーツ科学総論2」2単位、「スポーツ科学研究法」2単位

### ・専門科目

専門科目はスポーツ科学分野と関連分野の2分野を設置する。

スポーツ科学分野は、中心となる分野であり、自らの専門分野において研究を遂行する際の基盤となる科目で構成し、全て選択科目とする。関連分野は、スポーツ科学に関連するデータ分析・マネジメント等の高度な専門性や、自身の研究成果を通じてグローバルに社会貢献するための学修、発信する能力を身につける科目で構成し、全て選択科目とします。

スポーツ科学分野

#### 1) 自然科学・医科学領域

「バイオメカニクス特論」2単位、「運動生理学特論」2単位、「スポーツ医学特論」2単位、「スポーツリハビリテーション特論」2単位、「スポーツ栄養学特論」2単位

#### 2) 社会科学・コーチング学領域

「スポーツ心理学特論」2単位、「スポーツ社会学特論」2単位、「コーチング学特論」2単位、「トレーニング学特論」2単位

#### 3) 関連分野

「スポーツ統計学特論」2単位、「スポーツマネジメント特論」2単位、「スポーツ英語演習Ⅰ」1単位、「スポーツ英語演習Ⅱ」1単位

### ・研究指導

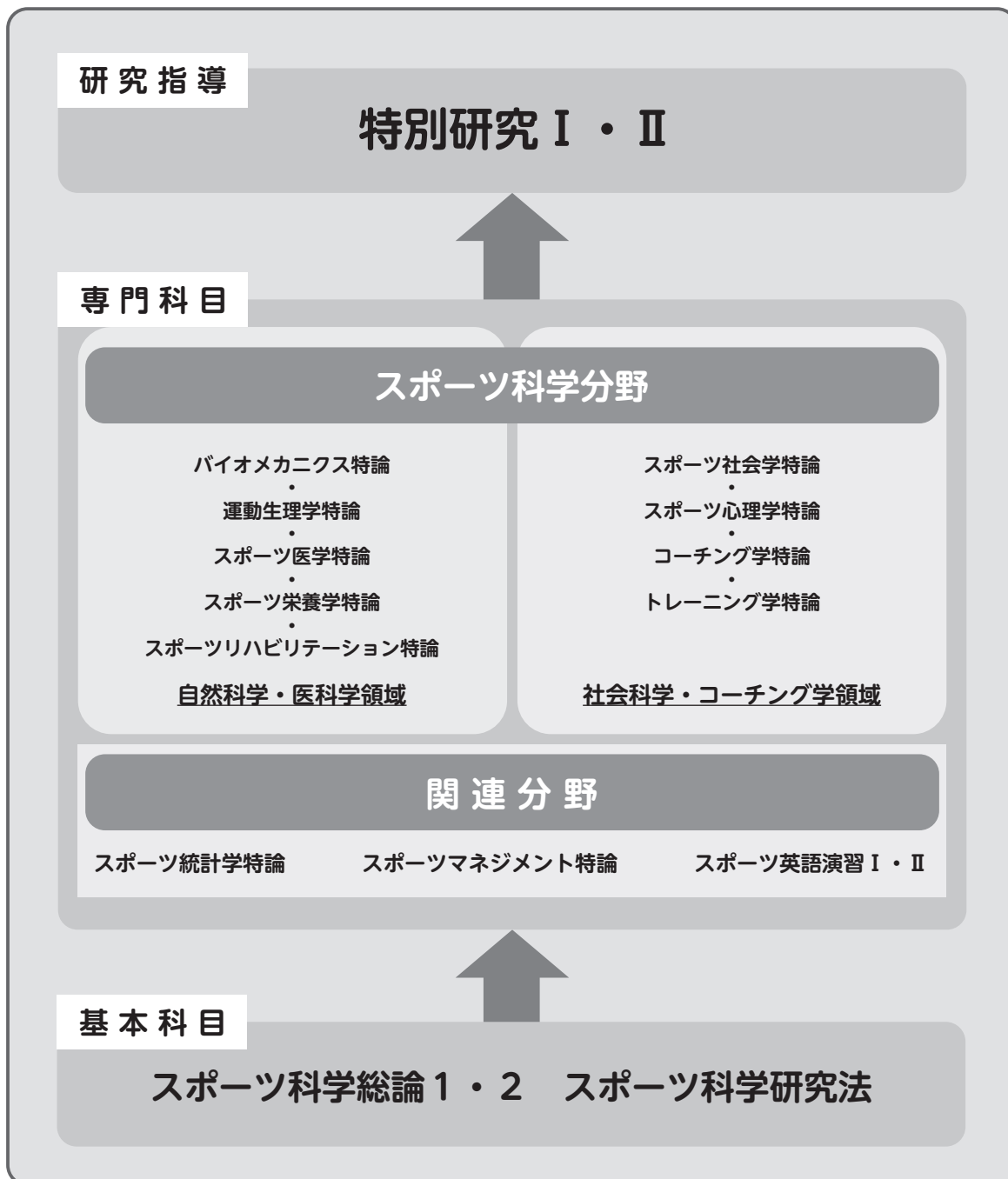
修士論文の作成に向けた執筆指導を行う科目であり、1年次と2年次の通年開講で研究指導教員により実施する必修科目とします。

「特別研究Ⅰ」4単位、「特別研究Ⅱ」4単位



## 修士課程学びの流れ

本研究科修士課程における学びの流れを図示すると以下のとおりです。



## 授業科目一覧

### スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻 (M)

区分	科目名	配当年次	単位数			授業形態			備考	
			必修	選択	自由	講義	演習	実験・実習		
基本科目	スポーツ科学総論 1	1 前	2			○			オムニバス	
	スポーツ科学総論 2	1 前	2			○			オムニバス	
	スポーツ科学研究法	1 前	2			○	※		オムニバス, ※演習と併用	
	小計 (3 科目)	—	6			—				
専門科目	スポーツ科学分野	バイオメカニクス特論	1 前		2		○			
		運動生理学特論	1 前		2		○			
		スポーツ栄養学特論	1 前		2		○			
		スポーツリハビリテーション特論	1 前		2		○			
		スポーツ医学特論	1 後		2		○			
		コーチング学特論	1 後		2		○			
		トレーニング学特論	1 後		2		○			
		スポーツ心理学特論	1 後		2		○			
		スポーツ社会学特論	1 後		2		○			
	小計 (9 科目)	—		18		—				
	関連分野	スポーツ統計学特論	1 前		2		○			
		スポーツ英語演習 I	1 前		1			○		
		スポーツ英語演習 II	1 後		1			○		
		スポーツマネジメント特論	1 後		2		○			
小計 (4 科目)		—		6		—				
研究指導	特別研究 I	1 通	4				○	※	※実験と併用	
	特別研究 II	2 通	4				○	※	※実験と併用	
	小計 (2 科目)	—	8			—				
<b>学位論文</b>		—	—			—				
合計 (18 科目)		—	14	24		—				

### 修了要件及び履修方法

必修科目 14 単位，専門科目の選択科目から 16 単位以上を修得し，かつ，修士論文の審査及び最終試験に合格することが，課程修了の要件となります。

## 履修モデル

養成する人材像① スポーツ科学に基づく高度な専門的知識・実践能力を持ち、 競技スポーツの現場に即した高度専門職業人					
配当 年次	科目区分	授業科目	単位数		
			必修	選択	
1 年次	前期	基本科目	スポーツ科学総論1 スポーツ科学総論2 スポーツ科学研究法	2 2 2	
		専門科目 (スポーツ科学分野)	スポーツ栄養学特論 スポーツリハビリテーション特論		2 2
		(関連分野)	スポーツ統計学特論 スポーツ英語演習Ⅰ		2 1
	後期	専門科目 (スポーツ科学分野)	スポーツ医学特論 コーチング学特論 トレーニング学特論		2 2 2
	(関連分野)	スポーツマネジメント特論 スポーツ英語演習Ⅱ		2 1	
	通年	研究指導	特別研究Ⅰ	4	
2 年次	通年	研究指導	特別研究Ⅱ	4	
修得単位数		小計		14	16
		合計		30	

### 修了後に想定される進路（高度専門職養成コース）

- ・ トレーニング指導者
- ・ 各種スポーツの専門コーチ，指導者
- ・ 競技スポーツの運営，強化に関わる競技団体の職員
- ・ プロアスリート，実業団アスリート
- ・ スポーツ関連企業等

### 過去の進路実績

令和5年度開設のため実績なし

養成する人材像②					
スポーツ科学に関する高度な専門的知識を持ち 競技スポーツの現場に即した研究能力を有する人材					
配当 年次	科目区分	授業科目	単位数		
			必修	選択	
1 年次	前期	基本科目	スポーツ科学総論 1	2	
			スポーツ科学総論 2	2	
			スポーツ科学研究法	2	
	(スポーツ科学分野)	バイオメカニクス特論			2
運動生理学特論				2	
(関連分野)	スポーツ統計学特論			2	
	スポーツ英語演習 I			1	
後期	(スポーツ科学分野)	スポーツ心理学特論			2
		スポーツ社会学特論			2
(関連分野)	コーチング学特論			2	
	トレーニング学特論			2	
		スポーツ英語演習 II			1
通年	研究指導	特別研究 I	4		
2 年次	通年	研究指導	特別研究 II	4	
修得単位数		小計	14	16	
		合計	30		

※太字科目を履修推奨科目とする

#### 修了後に想定される進路（研究能力養成コース）

- ・ 国や地方公共団体のスポーツ科学センター研究員
- ・ スポーツ関連企業等の研究職等
- ・ 大学院博士後期課程進学
- ・ 大学等の研究、教育職等

#### 過去の進路実績

令和5年度開設のため実績なし

## 指導教員一覧

### 青山 亜紀 教授

専門領域：トレーニング学 担当科目：トレーニング学特論, 特別研究Ⅰ・Ⅱ

#### 研究内容

競技スポーツにおける普遍的な課題である「試合での最高成績達成」について、競技力の形成・発揮の両面からトレーニング学的観点に基づき検討します。競技力形成に関する諸問題については、東欧圏を源流とする「トレーニング・ピリオダイゼーション理論」を軸に、近年の高度化した競技スポーツの現状に即した方法等を検討します。競技力発揮に関わる諸問題については、自然科学的視点のみならず実践の重要性を踏まえながら、試合当日の選手の臨戦態勢構築の方法等を中心に検討します。

### 北村 勝朗 教授

専門領域：コーチング学 担当科目：コーチング学特論, 特別研究Ⅰ・Ⅱ

#### 研究内容

3つの研究テーマに取り組んでいます。1. 熟達：エキスパート選手が卓越したパフォーマンスを発揮するに至る上達の過程の分析。2. コーチング：優れた指導者の指導観および指導行動の分析。3. 指導者熟達：エキスパート指導者が卓越した指導力を発揮するに至る過程の分析。これまで30年以上に渡り、約800名の国内外のエキスパート選手および指導者へインタビューを行い、その研究成果を国内外に発信しています。

### 小松 泰喜 教授

専門領域：スポーツリハビリテーション 担当科目：スポーツリハビリテーション特論, 特別研究Ⅰ・Ⅱ

#### 研究内容

スポーツリハビリテーションに関する研究について

### 辰田 和佳子 准教授

専門領域：実践栄養学 担当科目：スポーツ栄養学特論, 特別研究Ⅰ・Ⅱ

#### 研究内容

競技者のコンディショニングのための栄養・食支援に関する研究を行っています。競技者の栄養・食支援を実施するには、理論と実践をむすびつけることが重要です。支援のための課題の整理、食生活の要因間の検討、栄養・食事計画などを、そのプロセスも含めて研究しています。さらに、教育プログラムの作成やそのプログラムを用いた教育とその効果検証などを進めています。

### 種ヶ嶋 尚志 教授

専門領域：スポーツ心理学 担当科目：スポーツ心理学特論, 特別研究Ⅰ・Ⅱ

#### 研究内容

スポーツ競技者のパフォーマンス向上に対する心理学的研究認知的評価がアスリート心性に及ぼす影響についての研究, 等

- 1) スポーツ競技者のストレスとパフォーマンスの関連性の検討
- 2) スポーツ競技者の信念体系が及ぼす勝敗への影響の調査研究
- 3) 変性意識状態とマインドフルネスとの関連
- 4) ボディイメージとメンタルヘルス関連要因の研究

## 布袋屋 浩 教授

---

**専門領域**：スポーツ医学 **担当科目**：スポーツ医学特論, 特別研究 I・II

### 研究内容

布袋屋研究室では、以下のような事象について研究を致しております。

- 1) 医学的, 機能解剖学的に正しいフォームの確立。
- 2) ケガ・故障を予防するためには。
- 3) 医学的知識や手技をコンディショニング&パフォーマンスアップに応用する。

## 松尾 絵梨子 准教授

---

**専門領域**：運動生理学 **担当科目**：運動生理学特論, 特別研究 I・II

### 研究内容

運動やスポーツが身体に及ぼす生理学的変化や適応に関する研究を行います。また, アスリートのパフォーマンス発揮を目指したコンディショニングについて, 生理学的観点から研究を遂行します。

- 1) アスリートのコンディショニングに関する研究
- 2) 運動およびスポーツの継続と生理学的指標に関する研究
- 3) アスリートのアンチドーピング行動と健康行動・生活習慣に関する研究
- 4) 女性アスリートの競技パフォーマンスと月経周期に関する研究

## 森丘 保典 教授

---

**専門領域**：バイオメカニクス **担当科目**：バイオメカニクス特論, 特別研究 I・II

### 研究内容

競技スポーツに内在する動作（技術）や, 記録を競う競技（測定競技）のレース戦術などを対象として, 「どうなっているのか（現象の記述）」「なぜそうなるのか（原因やメカニズムの究明）」についてバイオメカニクス的な視点で分析するとともに, その成果を競技パフォーマンスの向上やコーチング・トレーニングの最適化に活かすために「どうすればいいのか（問題解決法の決定や創発）」についても実践的に研究・探求します。

## 大学院研究アドバイザー制度について

スポーツ科学研究科生が、大学院の授業担当教員以外のスポーツ科学部専任教員から、論文作成等に必要な具体的な助言や支援を受けられる制度です。

オフィスアワーの時間等で、教員から助言や支援が受けられるので活用してください。

資格	氏名	専攻分野
教授	上野 広治	コーチング学（水泳）
教授	大嶋 康弘	スポーツマネジメント
教授	河合 一武	体育方法（サッカー）
教授	北田 典子	武道学
教授	清水 享	歴史学（中国文化）
教授	西川 大輔	コーチング学（体操競技）
教授	日吉 秀松	政治学
教授	益子 俊志	コーチング学（ラグビー）
教授	森 長正樹	コーチング学（陸上競技）
教授	山崎 眞紀子	日本近現代文学
教授	山本 大	コーチング学（サッカー）
准教授	秋葉 倫史	言語学（英語学）
准教授	近藤 克之	アダプテッド・スポーツ科学
准教授	澤野 大地	コーチング学（陸上競技）
准教授	田中 竹史	言語学（英語学）
准教授	谷口 郁生	情報教育
准教授	本道 慎吾	スポーツバイオメカニクス
専任講師	梅下 新介	コーチング（ボクシング）
専任講師	加藤 幸真	スポーツ社会学
専任講師	小泉 夏子	日本近現代文学
専任講師	田中 光輝	武道学
専任講師	宮内 育大	スポーツ運動学
専任講師	原 怜来	スポーツマネジメント
助教	上原 優香	コーチング学（柔道）
助教	桶田 由衣	イギリス文学

## 各科目コンピテンス対応表

科目区分	科目ナンバー	授業科目 (必修：◎，選択：印なし)	大学院スポーツ科学研究科コンピテンス（主として対応：◎，対応：○）				年次進行（履修開始期）			
			1（文化的素養・探究力・表現力）	2（学識・専門技能、論理的思考力・省察力）	3（判断力・協働力・課題解決力）	4（創造的挑戦力・分析力・牽引力）	1年		2年	
			多文化、異文化を理解し、グローバル化する知識基盤社会の一員、スポーツに関わる一員として自らの意見を表現することができる。	知識基盤社会の構成員として自らの専門における研究能力のみならず、確かな教養と高い倫理感を持ち、論理的な思考力を有し、スポーツにおける競技スポーツの位置づけ及び意味に対して自らの意見を説明できる。	スポーツに携わる中で、自らが発見した問題や直面した問題に対し、専門的な知識・技能を用いて主体的にかつ協働して体系的な解決策を見いだし、それを遂行することができる。	これまでに修得した知識及び高い倫理観の下、生涯にわたりスポーツ分野において指導的な立場から知識基盤社会をリードすることができる。	前期	後期	前期	後期
基本科目	R5SM0001	◎スポーツ科学総論 1	◎	○	○					
	R5SM0002	◎スポーツ科学総論 2	◎	○	○					
	R5SM0003	◎スポーツ科学研究法	◎	○	○					
専門科目 スポーツ科学分野	R5SM0004	バイオメカニクス特論	○	○	◎					
	R5SM0005	運動生理学特論	○	○	◎					
	R5SM0006	スポーツ栄養学特論	○	○	◎					
	R5SM0007	スポーツリハビリテーション特論		○	◎					
	R5SM0008	スポーツ医学特論	○	◎	○					
	R5SM0009	コーチング学特論	○	○	◎					
	R5SM0010	トレーニング学特論	○	○	◎					
	R5SM0011	スポーツ心理学特論	○	○	◎					
	R5SM0012	スポーツ社会学特論	○	○	◎					
	関連分野	R5SM0013	スポーツ統計学特論		◎	○				
		R5SM0014	スポーツ英語演習 I	◎	○					
		R5SM0015	スポーツ英語演習 II	◎	○	○				
R5SM0016		スポーツマネジメント特論	○	○	◎					
研究指導	R5SM0017	◎特別研究 I	○	○	◎	○				
	R5SM0018	◎特別研究 II	○	○	○	◎				



## 授業について

### 休講・補講

- ・授業が休講となる際には、日時・科目・担当教員などをポータルサイト及び掲示等でお知らせします。
- ・授業開始時刻から30分経過しても教室に連絡がない場合は、休講等の連絡を確認の上、講師室（1号館2階）に問い合わせてください。
- ・休講となった授業は、原則として補講を行います。

### 授業の欠席について

本研究科では、下記理由によるものを除き、所定の届がありません。

病気や忌引等で授業を欠席した場合は、直接担当教員に伝えてください。ただし、欠席の取扱いは、担当教員の判断に任されています。

なお、入院等により欠席が長期にわたる場合には、教学サポート課に相談してください。

- ・学校感染治療証明書  
学校保健安全法施行規則により定められている感染症の罹患と治療期間を証明するもの
- ・就職活動用  
学生が企業等の採用試験等のための、その事由を証明する書類を添えて欠席を届け出るもの

### 自然災害などによる授業措置

台風、大雪、地震などの自然災害あるいは事故などにより、JR山手線、東急田園都市線、東京メトロ銀座線、半蔵門線、副都心線のいずれかの交通機関が運休した場合は、運転状況や天候等の状況を勘案し、次のとおり授業を休講とすることがあります。措置については、ポータルサイト、学内掲示板、校内放送などでお知らせします。

運休時刻	授業の取扱い
当日午前6時の時点で運休	第1・2時限の授業を休講
当日午前10時の時点で運休	第3時限以降の授業を休講

## 授業の履修方法

### 履修登録

履修登録は、授業を受講し、成績評価を受けて単位を修得するために最も重要な手続きです。履修登録が完了していないと、授業に出席し、試験に合格しても単位は修得できません。履修登録は定められた期間内に必ず行ってください。

本研究科では、学期毎に履修登録（前学期は4月、後学期は9月）を行います。登録は学内ポータルシステム Live Campus で行います。本要覧をはじめ、ガイダンス時の連絡をよく理解し、履修登録を行ってください。

病気など、やむを得ない事由で所定の期間内に履修登録手続きができない場合は、教学サポート課に事前相談してください。

### 手続きの流れ

#### 1. 履修登録期間の確認

ガイダンス時に周知する学事日程にて確認することが可能です。

#### 2. 履修計画の策定

「時間割表」、「シラバス」、「各科目のコンピテンス対応表」を基に検討し、履修計画を策定してください。

#### 3. 履修登録手続

指定された期間に、Live Campus システムにて登録手続を行ってください。

#### 4. 履修登録確認

登録した科目が、正しく登録されているか確認してください。

#### 5. 登録完了

### 履修登録上の注意点

- ・ 科目の学年配当について  
授業科目にはすべて配当学年が定められていますので、必ずその指定に従ってください。現在の学年よりも上に配当されている科目を履修し試験を受けても、単位は付与されませんので注意してください。
- ・ 手続期間終了後の科目の追加や変更はできません。
- ・ 既に単位を修得した科目を再度履修することはできません。
- ・ 同一科目を複数履修することはできません。
- ・ 時間割上の同一時限に設定されている科目を同時に履修することはできません。
- ・ 履修登録に誤りがあった場合、その訂正は指定された期間内に行ってください。

## 履修中止制度

履修中止制度は、履修登録が完了した科目の授業を受けた結果、自分が学びたい内容と異なる場合や、授業についていけないだけの知識が不足していた場合など、以後の授業を受ける理由に乏しい場合に、当該科目の履修を中止できる制度です。履修の中止をする場合は、所定の期間内に手続きをしてください。この手続きを行わず、成績評価に値する評価指標がなかった場合、不合格科目（D 又は E 評価）として扱われ、GPA を下げることとなります。詳細は、「GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度」を参照してください。

なお、履修を中止した場合、中止した科目分を他の科目に履修し直すことはできませんのでご注意ください。

## 試験と評価

### 成績評価の方法

各授業科目の評価方法は異なります。評価方法は、「授業参加度」「リアクション・ペーパー」「レポート」「ミニ・テスト」「授業内テスト」「定期試験」等となります。なお、特別研究など少人数の演習授業では、口頭による発表報告なども評価方法として定められる場合があります。具体的な科目ごとの評価方法については、「シラバス」による事前確認をした上で、授業時に科目担当教員から説明を受けてください。

### 成績評価基準

学業成績の判定は、S・A・B・C・D・E・P・Nをもって表します。

	素点	評価	係数	基準	GPA 計算
合格	100～90点	S	4	総合到達目標に対して極めて優秀な成果を収めた科目	対象
	89～80点	A	3	総合到達目標に対して優秀な成果を収めた科目	
	79～70点	B	2	総合到達目標に対して十分な成果を収めた科目	
	69～60点	C	1	総合到達目標に対して最低限の成果を収めた科目	
不合格	0～59点	D	0	総合到達目標に達しなかった科目	対象外
	—	E	0	成績評価を判定するに十分な指標を示せなかった科目	
	—	P	—	履修中止手続をとった科目	対象外
	—	N	—	認定された科目	

### GPA（グレード・ポイント・アベレージ）制度

GPA は、授業ごとの成績を判定基準に従い評価し、各成績評価段階に係数（Grade Point）を付与して、1 単位当たりの平均値（Grade Point Average）を算出する方法です。

GPA により、自分の学修の実績を把握することができます。また、GPA は奨学生の選抜等の判定材料になります。近年は企業の採用にも GPA を用いる傾向にあります。大学院博士後期課程への進学あるいは海外大学院への留学の際にも、出願資格や合否判定に用いられるのが一般的です。したがって科目履修に当たっては GPA を考慮し、学修計画を立てる必要があります。

## GPA の計算式

- ・ GPA は、少数点以下第 3 位を四捨五入し、小数点以下第 2 位まで表示します。
- ・ 不合格と判定された科目（D 及び E 評価）を次年度以降再履修した場合、累積 GPA 算出には最新の成績評価を利用します。
- ・ 「成績表」の GPA は、年度ごとの数値及び在籍期間中累積の平均値が記載されます。
- ・ 成績証明書の GPA は、在籍期間中累積の平均値が記載されます。

$$\frac{(4 \times S \text{ の修得単位数}) + (3 \times A \text{ の修得単位数}) + (2 \times B \text{ の修得単位数}) + (1 \times C \text{ の修得単位数})}{\text{総履修単位数 (S + A + B + C + D + E)}}$$

※分母には P（履修中止科目）、N（認定科目）は含まれません。

## 定期試験

定期試験を実施する場合は、以下のとおりになります。

種類	実施期間	対象科目
前学期末試験	7月下旬～8月上旬	前学期科目（4月～7月を授業期間とする科目）が対象
後学期末試験	1月下旬～2月上旬	後学期科目（9月～翌1月を授業期間とする科目）が対象

## 追試験

追試験は、病気などやむを得ない理由のために定期試験を受験できなかった学生に対して行われます。追試験の申し込みは、定められた期間内に「試験欠席届」（所定用紙）に欠席の理由を証明する書類を添えて、教学サポート課窓口へ提出してください。

前学期末試験の追試験は原則として9月中旬に、後学期末試験の追試験は2月中旬にそれぞれ実施されます。追試験の申し込みは、次のいずれかに該当する場合に受け付けます。

- ・ 病気、交通事故等で通院又は入院を必要とした場合。
- ・ 親族の死亡により葬儀に参列した場合
- ・ 公共交通機関の事故等による場合
- ・ その他のやむを得ない事由による場合

ただし、受験の可否は「試験欠席届」と欠席の事由を証明する書類に基づき、審査します。

## 定期試験受験上の注意

- ・ 履修登録した科目のみ受験ができます。
- ・ 受験する授業科目については、事前に周知される試験時間割により試験室を確認してください。
- ・ 学生証を、机上の通路側の見やすい位置に写真を表にして提示してください。学生証を忘れた場合は、事前に教学サポート課窓口で所定の手続きをしてください。
- ・ 試験室では、試験監督者の指示に従ってください。
- ・ 試験開始後 20 分以上遅刻したものは、受験することができません。途中退場は、試験開始 30 分後から認めます。なお、答案用紙は退室時に必ず提出してください。
- ・ 答案用紙には、研究科、学年、氏名、学生番号、試験科目及び担当教員名をはっきりと記入してください。

記入のない場合は、無効答案として扱われることがあります。

- ・不正行為を行った者は、その試験期間中の試験は全て無効となり、学則により、退学・停学・受験停止などの処分を受ける場合があります。
- ・携帯電話・モバイルツールの使用は認めません。使用した場合は不正行為とみなされます。

## 研究指導の主要な流れ

### 研究指導

研究指導が行われる「特別研究Ⅰ」「特別研究Ⅱ」の担当教員は、学生が入学願書と共に提出する研究テーマ、研究計画書の資料に基づき、最終的に研究テーマ・内容を確定し、修士論文を完成させることができるよう指導を行います。具体的には、下記に示すスケジュールおよび内容で研究指導を実施し、修士論文の完成を目指します。

### 修士論文作成までの流れ（※日程は変更する場合があります）

#### <修士1年>

4月1日

新入生ガイダンス



4月5日

指導教員決定

希望指導教員との面談を行い、双方の合意のもと指導教員を決定する。



10月下旬

修士論文計画書 第一次提出



10月下旬

研究構想発表会

修士論文の構想について発表する。  
指導教員等は、必要に応じて研究計画への助言や改善点の指摘等を行う。



2月上旬

修士論文計画書 第二次提出

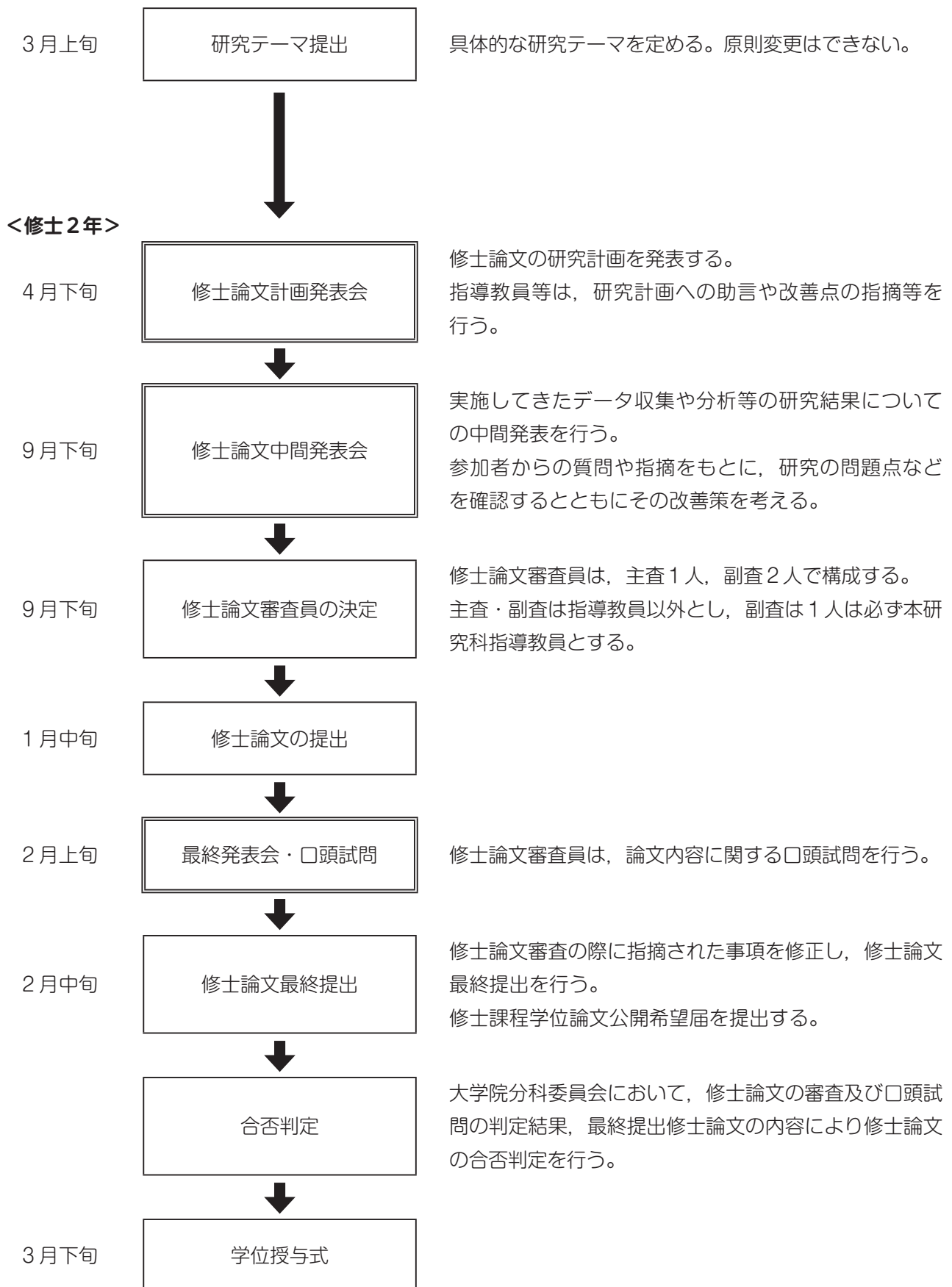


2月中旬

研究計画発表会

研究計画について発表し、研究テーマを決める。  
指導教員等は、必要に応じて研究計画への助言や改善点の指摘等を行う。





# 日本大学大学院 スポーツ科学研究科 修士論文作成までの流れ

## 1. 学位について

本研究科修士課程に2年以上在学し、別に示すところによる所要の授業科目について（大学院要覧参照）30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文の審査および最終試験に合格した者に対して、「修士（スポーツ科学）」の学位が授与されます。なお、評価項目・基準は下記の通りです。

### （評価項目）

- 1 スポーツ科学における国内外の研究動向及び先行研究の把握に基づいて、研究の意義や位置づけが明確に述べられていること。
- 2 研究の内容がスポーツ科学にとって有意義であり、オリジナルな研究成果を有すること。
- 3 研究公正に関する知識を有し、研究が適切に遂行され、倫理的配慮がなされていること。
- 4 スポーツ科学分野の修士論文として相応しい形式にまとめられていること。

### （評価基準）

学位論文が上記の評価項目について妥当と認められ、かつ、最終発表会・口頭試問で合格と判定されること。

## 2. 提出資格について

修士論文の提出資格は、次の要件が満たされていなければなりません。

- （1）所定単位の取得あるいは取得見込みの者であること。
- （2）「修士論文計画書」および、「審査会申請書」が提出済みであること。

## 3. 指導教員について

希望指導教員との面談を行い、双方の合意のもと指導教員を決定します。

下記日程までに面談希望指導教員申請書（フォーマット①参照）を提出すること。面談日時、場所は希望指導教員より連絡します。

（1）締切日：**2023年4月5日（水）16:00**

（2）提出方法：原本を**教学サポート課**に提出し、データをpdfで [rmss.kyougaku@nihon-u.ac.jp](mailto:rmss.kyougaku@nihon-u.ac.jp) に提出

※指導教員は面談希望指導教員となった場合、4月8日以降に学生と日程調整を行い、4月10日～17日に面談を行い、指導教員として受け入れ可能か6階学部事務室に面談希望指導教員申請書を提出し、報告すること。その後、大学院分科委員会にて最終決定する。

## 4. 修士論文計画書提出について

修士論文計画書（フォーマット②参照）は下記2回提出すること。

### （1）第一次提出

締切日：**2023年10月下旬**

提出方法：原本を**教学サポート課**に提出し、データをpdfで [rmss.kyougaku@nihon-u.ac.jp](mailto:rmss.kyougaku@nihon-u.ac.jp) に提出

※本内容を研究構想発表会（2023年10月下旬）に発表すること。

### （2）第二次提出

締切日：**2024年2月上旬**

提出方法：原本を**教学サポート課**に提出し、データをpdfで [rmss.kyougaku@nihon-u.ac.jp](mailto:rmss.kyougaku@nihon-u.ac.jp) に提出

※本内容を研究計画発表会（2024年2月中旬）に発表すること。

## 5. 研究構想発表会について

研究構想発表会は、以下の日程で実施されます。事前に修士論文計画書の第一次提出をしている者のみ発表可能です。1人あたり発表10分間+質疑応答10分間とします。

開催日：**2023年10月下旬**

## 6. 研究計画発表会について

研究計画発表会は、以下の日程で実施されます。事前に修士論文計画書の第二次提出をしている者のみ発表可能です。1人あたり発表10分間+質疑応答15分間とします。

開催日：**2024年2月中旬**

## 7. 研究テーマの提出について

下記日程までに、主題を研究テーマ申請書（フォーマット③）に記載し、提出すること。原則、変更はできません。万が一変更をしたい場合は変更届（フォーマット④）を提出すること。

(1) 開催日：**2024年3月上旬**

(2) 場所：原本を**教学サポート課**に提出し、データをpdfで [rmss.kyougaku@nihon-u.ac.jp](mailto:rmss.kyougaku@nihon-u.ac.jp) に提出

## 8. 修士論文計画発表会について

修士論文計画発表会は、以下の日程で実施されます。1人あたり発表15分間+質疑応答15分間とします。

開催日：**2024年4月下旬**

## 9. 修士論文中間発表会について

修士論文中間発表会は、以下の日程で実施されます。1人あたり発表15分間+質疑応答15分間とします。

開催日：**2024年9月下旬**

## 10. 修士論文審査員の決定

下記日程までに大学院分科委員会で決定した主査・副査の先生方から署名をいただき、修士論文審査員申請書（フォーマット⑤参照）を提出すること。

(1) 締切日：**2024年9月下旬**

(2) 提出方法：原本を**教学サポート課**に提出し、データをpdfで [rmss.kyougaku@nihon-u.ac.jp](mailto:rmss.kyougaku@nihon-u.ac.jp) に提出

## 11. 修士論文の作成について

A4判用紙に横書（用紙は縦）で作成してください。欧文の場合はダブルスペースとします。

(1) 修士論文審査依頼書・要旨・英文 abstract・表紙（フォーマット⑥・⑦・⑧・⑨参照）は、見本に倣い、題目、氏名、研究指導教員などを記入してください。

(2) 要旨、英文 abstract、表紙、目次、本文の順で作成してください。

(3) 修士論文審査依頼書はファイリングした表紙に貼付してください。

(4) 提出期間：**2025年1月中旬**

(5) 提出方法：ファイリングした修士論文**3部**を**教学サポート課**に提出

※提出された修士論文は、教学サポート課より主査・副査に配布。



## 12. 最終発表会・口頭試問について

最終発表会は、以下の日程で実施されます。1人あたり発表15分間＋質疑応答15分間とします。

開催日：**2025年2月上旬**

※最終発表会・口頭試問終了後に、主査・副査による合否判定を行う。合否の最終決定は大学院分科委員会で行う。

※修士論文に修正の必要がある場合は、最終提出に間に合うように修正を行うこと。

## 13. 修士論文最終提出について

上記「11」と同様の形式で作成した修士論文の電子ファイルを以下の要領で提出してください。なお、提出するファイルは、①「要旨」と②「表紙＋目次＋本文」の2つに分割し、pdf形式のファイルで提出してください。

(1) 報告期日：**2025年2月中旬**

(2) 提出方法：データをpdfで [rmss.kyougaku@nihon-u.ac.jp](mailto:rmss.kyougaku@nihon-u.ac.jp) に提出

## 14. 修士課程学位論文公開希望届について

修士論文本文は、学内ネットワークでの公開を原則とし、学外インターネットへの公開は任意です。また、要旨は、学内、学外共に公開が原則です。公開を希望しない場合はその理由を、「修士課程学位論文公開希望届（フォーマット⑩）」を参考に報告してください。

(1) 提出期間：**2025年2月中旬**

(2) 提出方法：原本を**教学サポート課**に提出し、データをpdfで [rmss.kyougaku@nihon-u.ac.jp](mailto:rmss.kyougaku@nihon-u.ac.jp) に提出

## 研究倫理審査について

大学院スポーツ科学研究科に所属する大学院生が、大学院または関連施設において行う研究に関して、必要がある場合には、スポーツ科学部研究倫理委員会に研究倫理審査申請書を提出して承認を得なければなりません。

研究倫理審査申請にあたっては、必ず指導教員と相談の上、「人を対象とする生命科学・医学系研究に係る倫理審査の要否チェックシート」において申請の適切性を確認した上で申請を行ってください。

### 1 倫理審査申請

下記申請書類を管理マネジメント課 ([rmss.kenkyu@nihon-u.ac.jp](mailto:rmss.kenkyu@nihon-u.ac.jp)) までメール添付の上、提出してください。

① 人を対象とする生命科学・医学系研究に係る倫理審査の要否チェックシート（様式1）

② 研究倫理審査申請書（様式2）

※様式は、変更となる場合があります。

### 2 審査の判定

審査判定終了後、申請者に対してスポーツ科学部研究倫理委員会から判定結果が通知されます。修正や追加書類の提出が求められた場合は、その指示に従ってください。

フォーマット①

大学院スポーツ科学研究科 面談希望指導教員申請書 <2023年4月5日(水) 16:00 締切>			
専攻	スポーツ科学	学生番号	氏名
メールアドレス			
面談希望指導教員			
研究計画の概要 (400字程度で記載すること)			
受入 可 ・ 否      教員署名：			

フォーマット②

大学院スポーツ科学研究科 修士論文計画書 <第一次締切：2023年10月下旬、第二次締切：2024年2月上旬>			
専攻	スポーツ科学	学生番号	氏名
研究指導教員			
論文題目	【主 題】		
研究計画の概要 (構想・資料・参考文献等を記入のこと)			

フォーマット③

研究テーマ申請書 <2024年3月上旬>			
専攻	スポーツ科学	学生番号	氏名
研究指導教員			
論文題目	【主 題】		

フォーマット④

研究テーマ変更届			
専攻	スポーツ科学	学生番号	氏名
研究指導教員			
論文題目	【主 題】		
以下の理由により主題を変更希望いたします。			
【理 由】			



フォーマット⑧

修士論文表紙の見本

2024年度 修士論文

## スポーツ科学の再構築

日本大学 大学院スポーツ科学研究科スポーツ科学専攻

XXXXXXXXXX

三茶 花子

研究指導教員：日大 太郎 教授

フォーマット⑧

### 大学院スポーツ科学研究科 修士課程学位論文公開希望届

日本大学 大学院スポーツ科学研究科長 殿

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_\_月\_\_\_\_\_日

私は、修士課程学位論文またはその要旨について、日本大学大学院スポーツ科学研究科が管理するウェブサイトによって、以下のように公開・開示されることを申し出ます。  
(以下の1と2の各a～cに1つずつ○を付して下さい。)

1. 要旨のウェブサイトでの公開
  - a. 学外へWeb公開されることを承認します。
  - b. 以下の正当な理由により学内Webのみの公開を希望します。

理由：

2. 修士学位論文のウェブサイトでの公開
  - a. 学外へWeb公開されることを承認します。
  - b. 学内Webの公開のみを希望します。
  - c. 以下の「正当な理由」により公開を希望しません。

理由：

学生番号：\_\_\_\_\_ 氏名：\_\_\_\_\_

**人を対象とする生命科学・医学系研究に係る  
倫理審査の要否チェックシート** (様式1)

このチェックシートは、人を対象とする生命科学・医学系研究を行う場合に、スポーツ科学部研究倫理委員会による審査の要否を判断していただくためのものです。

記入日	令和 年 月 日	
研究代表者氏名	◎	
所属学部・学科	スポーツ科学部 競技スポーツ学科	
研究課題名		
研究種別	<input type="checkbox"/> 人を対象とする生命科学・医学系研究に該当する ※ 人を対象とする生命科学・医学系研究の定義 人を対象として、次の(1)又は(2)を目的として実施される活動をいう。 (1) 次のア、イ、ウ又はエを通じて、国民の健康の保持増進又は患者の傷病からの回復若しくは生活の質の向上に資する知識を得ること。 ア 傷病の成因(健康に関する様々な事象の頻度及び分布並びにそれに影響を与える要因を含む)の理解 イ 病態の理解 ウ 傷病の予防方法の改善又は有効性の検証 エ 医療における診断方法及び治療方法の改善又は有効性の検証 (2) 人由来の試料・情報を用いて、ヒトゲノム及び遺伝子の構造又は機能並びに遺伝子の発現又は発現に関する知識を得ること。	
	<input type="checkbox"/> 人を対象とする生命科学・医学系研究に該当しない (原則として申請は不要) <input type="checkbox"/> 研究を実施するにあたり、研究倫理委員会の承認を受けるよう論文投稿機より要請されており、審査が必要である (学会誌の投稿要項等がある場合は申請書類に添付してください)	

**※ 倫理審査を申請する場合は、次頁の質問事項に読み「はい」又は「いいえ」にチェックをしてください。その後、必要な申請書類を全て作成・添付の上、研究倫理委員長もしくは副委員長による審査の事前相談を受けてください。**

なお、倫理審査申請にあたっては「日本大学における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規程」の他、文部科学省・厚生労働省・経済産業省「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」及び「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」を一読の上申請書類等を作成してください。

研究を実施する1ヶ月前までに、必要な書類の作成及び実務者全員の倫理教育受講を完了し、最終版を管理マネジメント課に提出してください。(書類に不足等がある場合は審査ができません。)

1/3

**【介入及び侵襲の有無について】**

1. 侵襲を伴う研究ですか？

※ 侵襲の定義  
研究目的で行われる、穿刺、切開、薬物投与、放射線照射、心的外傷に触れる質問等によって、研究対象者の身体又は精神に傷害又は負担が生じることという。侵襲のうち、研究対象者の身体又は精神に生じる傷害又は負担が小さいものを「軽微な侵襲」という。

はい  いいえ

2. 介入を伴う研究ですか？

※ 介入の定義  
研究目的で、人の健康に関する様々な事象に影響を与える要因(健康の保持増進につながる行動及び医療における傷病の予防、診断又は治療のための投薬、検査等を含む)の有無又は程度を制御する行為(通常の診療を超える医療行為であって、研究目的で実施するものを含む)をいう。

はい  いいえ

**【試料及び情報について】**

3. 試料(血液、体液、組織、細胞、排泄物及びこれらから抽出したDNA等)、人の体から取得されたものであって研究に用いられるもの(死者に係るものを含む)を取扱いますか？

はい  いいえ

4. 研究対象者の診断及び治療を通じて得られた傷病名、投薬内容、検査又は測定の結果等、人の健康に関する情報を用いて研究を行いますか？

はい  いいえ

5. 遺伝情報(資料・情報を用いて実施される研究の過程を通じて得られ、又は既に試料・情報に付随している子孫に受け継がれる情報で、個人の遺伝的特徴及び体質を示すもの)を取扱いますか？

はい  いいえ

**【研究対象者への負担等について】**

6. 研究対象者の身体又は精神に何らかの負担、苦痛、危険性又は不利益が予見されるものですか？

はい  いいえ

7. 研究対象者に運動・訓練の実施や食事・睡眠・その他行為の制限、物理的刺激の供与等を行うことにより、日常生活で起こりうる範囲を超える身体的な痛みを与えたり我慢や不便を強いるものですか？

はい  いいえ

8. 授業において日常生活の範囲を超える危険や苦痛、不利益を身体又は精神に与える可能性のある実験や調査等に学生を参加させるものですか？

はい  いいえ

**【インフォームド・コンセントについて】**

9. 研究実施前又は研究過程において研究対象者等からのインフォームド・コンセントを得ることができない可能性がありますか？

※ インフォームド・コンセントの定義  
研究の実施又は継続(試料・情報の取扱いを含む)に関する研究対象者等の同意であって、当該研究の目的及び意義並びに方法、研究対象者に生じる負担、予測される結果(リスク及び利益を含む)等について研究対象者等又は既存試料・情報の提供のみを行うものから十分な説明を受け、それらを理解した上で自由意思に基づいてなされるものという。

はい  いいえ

10. 研究対象者に未成年者が含まれますか？

はい  いいえ

11. 研究対象者に障がい(知的・精神・身体・その他)のある人が含まれますか？

はい  いいえ

12. 研究対象者に病院や看護施設、福祉施設等に入所している人、介護状態にある人など、他者の支援を受けながら生活している人が含まれますか？

はい  いいえ

13. 研究対象者等が研究協力を同意した後、自由に同意を撤回することが困難となる場面が生じ得る可能性がありますか？

はい  いいえ

2/3

**【研究対象者のプライバシー及び個人情報等への配慮について】**

14. 研究対象者の要配慮個人情報(人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により善悪された事実その他本人に対する不当な差別、偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するものとして政令で定める記述等が含まれる個人情報)を新たに取得又は取扱いますか？

はい  いいえ

15. 地域住民等一定の特徴を有する集団を対象に、当該地域住民等の固有の特質を明らかにする可能性がある研究ですか？

はい  いいえ

**【虚偽の研究方法について】**

16. 研究対象者等に対して、事前に研究の真の目的を説明することで、研究の価値を著しく損ねる又は実施そのものが不可能となる場合であって、研究対象者等に虚偽の説明を行うなどして、一時的であれ研究対象者等をだます可能性のある研究ですか？

はい  いいえ

**【利益相反(当事者の一方の利益が他方の不利益となること)について】**

17. 研究対象者との間に利益相反がありますか？例えば、研究者等が研究対象者の教員・同僚・雇用主・親族等に当たる等の理由で、研究対象者との間に何らかの力関係が原因で発生する可能性があり、かつ、研究対象者の自由意思による研究への参加を保障することが困難な研究ですか？

はい  いいえ

18. 研究対象者以外の関係者(研究対象者の家族又は遺族、研究成果の読者、実験材料や場所の提供機関、関連団体等)との間に明らかに事前に予測される利益相反がありますか？

はい  いいえ

**【報酬について】**

19. 研究対象者に謝金等の金銭的誘因となりうる報酬を支払若しくは提供しますか？

はい  いいえ

※以上において「はい」と答えた項目については、「日本大学における人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理規程」又は文部科学省・厚生労働省・経済産業省「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」及び「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針ガイダンス」に基づいた対応が必要となる可能性があります。

※すべての質問に「いいえ」と答えた場合には、当該研究は研究倫理の審査対象外と考えられます。ただし、研究遂行中にいずれかの質問に「はい」と答えるような事態の発生が予見される場合には、その時点で速やかに研究倫理審査申請書類等をスポーツ科学部研究倫理委員会(窓口：管理マネジメント課)に提出してください。

**研究倫理審査申請書類にはこのチェックシートを添付してください。**

以 上

3/3

(R4.4.1版)

整理番号	-	
承認日	令和 年 月 日	

(様式2)  
令和〇〇年〇〇月〇〇日

スポーツ科学部長 殿

**研究倫理審査申請書**

1 研究課題名(研究の名称)

2 研究の実施期間

令和 年 月 日 から 令和 年 月 日まで

3 研究代表者(申請者)

所属学部	所属学科
資格	氏名
	◎

4 研究の実施体制 ※多数となる場合は別紙にしてください。  
研究分担者(学内及び他機関)

氏名	所属(機関)	資格	研究における役割	所属機関における研究責任者に該当
				<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>

研究協力者(学内及び他機関)

氏名	所属(機関)	資格	研究における役割	試料・情報の提供のみを行う者に該当
				<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>
				<input type="checkbox"/>

5 研究の実施場所(施設)

場所(施設)・実施内容・研究責任者氏名・連絡先  
(実施場所が複数ある場合には、全てを記入してください。)

6 研究倫理教育の受講状況  
研究代表者及び研究の実施に携わる者(研究者等)全員が研究の実施前に研究倫理教育・研修(APRIN eラーニングプログラム等)を修了しているか。

はい  いいえ ※本申請書に修了証等の写しを添付してください。

1 / 9

7 該当する倫理指針及び研究の区分  
 倫理指針:  
人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針  
その他 指針名:( )

研究の区分:  
生命科学・医学系研究である 生命科学・医学系研究でない  
介入を伴う研究である 介入を伴う研究でない  
侵襲(軽微でない)がある 軽微な侵襲がある 侵襲はない

8 研究の実施目的及び意義:

9 研究の実施方法及び研究対象者の選定方針:

10 研究の科学的合理性の根拠:

11 研究対象者に生じる負担、予測されるリスク及び利益等の総合的評価:

12 上述の負担及びリスクを未然に防止する、あるいは最小化する対策:

13 研究機関の長への報告内容及び方法:

※研究を終了・中止した場合には上記の内容及び方法により遅滞なく報告し、研究結果の公表を行ってください

2 / 9

10 研究の資金源(研究費等)

11 企業等との関わりと利益相反  
 受託・共同研究:  
受託研究として研究を実施 共同研究として研究を実施 該当なし

利益相反関係及び個人の収益:  
あり なし ※「あり」の場合、以下に具体的に記入してください

利益相反関係

研究に関する業務の一部を法人又は個人事業主等に委託する:  
はい いいえ ※「はい」の場合、以下に具体的に記入してください

業務委託内容

業務委託先の監督方法

12 研究対象者(調査対象者・被験者)  
 対象者数 : 計 \_\_\_\_\_人  
 性別 : 男性 \_\_\_\_\_人 , 女性 \_\_\_\_\_人  
 年齢層 : \_\_\_\_\_歳 ~ \_\_\_\_\_歳  
 その他 : 大学生を含む  
未成年者を含む ( 16歳以上 / 16歳未満 )  
研究への同意能力が十分でない者を含む 具体的に:( )

研究対象者の募集方法:

研究対象者等への説明文書 あり なし 募集要項 あり なし

大学生を研究対象者とする場合のチェック項目: 該当なし  
募集要項または説明文書に、研究への参加の有無が学業成績や単位取得に影響を与えるものではない旨を明記している  
申請者と同じ研究室に所属する大学生は含まれていない  
上下関係により、研究への参加が強制的にならないよう十分配慮している  
参加の同意書は、研究についての説明を十分に行った後、日を改めて提出してもらう  
その他の配慮を行う ( )

3 / 9

研究開始後に、選定した研究対象者を除外する条件:

研究対象者の経済的負担:  
発生する 発生しない ※負担が発生する場合、以下に詳細を記入してください

研究対象者への謝礼:  
謝礼等は支払わない  
謝礼を支払う 単価:( ) 円/1時間程度)  
交通費等の実費を支払う  
その他 具体的に:( )

19 インフォームド・コンセント(研究対象者等への説明と同意)を受ける手続き  
 ※研究を実施するに当たっては、原則として予めインフォームド・コンセントを受ける必要があります。

インフォームド・コンセントの説明及び同意の方法:  
文書によりインフォームド・コンセントを受ける  
口頭によりインフォームド・コンセントを受けた上で、説明の方法・内容・受けた同意の内容等に関する記録を作成する  
その他の方法によりインフォームド・コンセントを受ける 方法:( )

説明事項

代諾者等について:  
代諾者を設ける 代諾者を設けない ※設ける場合、以下に具体的に記入してください

代諾者等の選定方針

代諾者等への説明事項

インフォームド・アセント:  
受ける 受けない ※受ける場合、以下に具体的に記入してください

説明及び同意の方法  
文書によりインフォームド・アセントを受ける  
口頭によりインフォームド・アセントを受けた上で、説明の方法・内容・受けた同意の内容等に関する記録を作成する  
その他の方法によりインフォームド・アセントを受ける 方法:( )

説明事項

4 / 9

15 個人情報等の取扱い  
 研究に伴い取得する個人情報等の種類:  
個人識別符号 例) 学籍番号 等 具体的に:( )  
氏名  
住所  
電話番号・メールアドレス等  
生年月日  
その他個人を識別できる情報 具体的に:( )

音声・画像の情報: あり なし ※ある場合は、以下に具体的に記入してください

遺伝情報の取得が見込まれる 要配慮個人情報の取得が見込まれる

個人情報等の利用目的及び利用目的の通知方法:

個人情報等の適正・安全管理について:  
仮名加工情報を作成する 匿名加工情報を作成する

取得する個人情報等の種類に応じた加工及び管理方法:

安全管理措置等:

個人情報等の管理責任者: ※担当者が複数人となる場合は、別紙で提出してください

所属機関	所 属 部 署
資 格	氏 名

14 試料・研究に用いられる情報について  
用いる 用いない  
 ※人由来の試料及び研究に用いられる情報を取得しない場合、以下の記入は不要です

試料の種類:  
血液 体液 組織 細胞 排泄物 DNA  
その他 ( )

試料の取得方法: ※取得について研究責任者は、「試料・情報等保管状況報告書」を作成し提出する必要があります  
既存の試料を用いる  
研究協力機関(試料の取得・提供のみ行う)から入手する  
 機関名:( )  
試料提供についての届出書の有無 あり なし  
その他:( )

5 / 9

研究者等が取得する

- 学内の研究者等が取得する
- 他機関の研究者等が取得する
- その他:( )

研究に用いられる情報の種類:

研究対象者の診断及び治療を通じて得られた傷病名 投薬内容

検査又は測定の結果

その他 ( )

情報の取得方法: 添付品について研究責任者は、「試料・情報等保管状況変更報告書」を作成し提出する必要があります

既存の情報・データを用いる

- 外部の機関から匿名加工された情報・データを入手する
- 機関名:( )
- 情報やデータ提供についての届出書の有無 あり なし
- その他:( )

新規に取得する(取得が見込まれる)

- 学内の研究者等が入手する
- 他機関の研究者等が入手する
- その他:( )

試料・情報の取得期間:

取得の方法と検査の内容:

試料・情報の保管場所及び保管方法:

保管場所	
保管方法	

※保管状況を変更した場合は、「試料・情報等保管状況変更報告書」の提出が必要です

試料・情報の保管期間について: 添付品を依頼した際に、「試料・情報等確保報告書」の提出が必要です

(試料) 令和 年 月 日まで保管する

(情報) 令和 年 月 日まで保管する

保管が必要な理由

破棄の方法:

将来別の研究に試料・情報を用いる可能性又は外部機関に提供される可能性:  
※外部機関に情報・データを提供する場合、「外部機関への取扱い・情報の提供に関する届出書」の提出が必要です

あり なし

提供機関名:( )

提供理由:( )

試料・情報取得担当者: ※担当者が複数人となる場合は、別紙で提出してください

所属機関	所属部署
資格	氏名

18 研究対象者等及びその関係者が相談を行うことができる体制及び相談窓口(遺伝カウンセリングを含む)

研究代表者が対応する 研究者等が対応する

対応者氏名、連絡先、オフィスアワー等

17 研究により得られた結果等の取扱い

研究対象者への説明方針:

結果及び所見に研究対象者及び血縁者等の生命、子孫に受け継がれる遺伝的特徴等に関する重要な知見(偶発的所見を含む)が得られる可能性:  
※研究の過程で結果等が判明した場合は、説明の可否について改めて倫理審査委員会にかけなければなりません

あり なし ※ありにチェックした場合、以下に具体的に記載してください

①研究対象者及び研究対象者の血縁者等の生命に及ぼす影響

②有効な治療法の有無と研究対象者の健康状態

③研究対象者の血縁者等が同一の疾患等に罹患している可能性

④インフォームド・コンセントに際しての研究結果等の説明に関する内容

研究により得られた結果等の説明実施者: ※実施者が複数人となる場合は、別紙で提出してください

所属機関	所属部署
資格	氏名

17 研究に関する情報公開の方法

情報公開の方法:

公開データベースへの登録: ※介入を行う研究の場合は、登録を行う公開データベースを選択してください

- JRCT (Japan Registry of Clinical Trials)
- 大学病院医療情報ネットワーク研究センター 臨床試験登録システム (UMIN-CTR)
- 国立保健医療科学院のホームページ

※介入を行う研究は、JRCTのほか、国立大学附属病院長会議が設置している公開データベースのいずれかに当該研究の概要をその実施に先立って登録し、研究計画書の変更及び研究の進捗に応じて適宜更新しなければならず、また、研究を終了したときは、遅滞なく、当該研究の結果を登録しなければなりません。

22 モニタリング及び監査

※後援(軽微な侵襲を除く)を伴う研究であって介入を行うものの場合のみ、以下の記入が必要です

モニタリングの実施手順及び結果の報告方法:

モニタリング従事者: ※従事者が複数人となる場合は、別紙で提出してください

所属機関	所属部署
資格	氏名

監査の実施手順及び結果の報告方法:

監査従事者: ※従事者が複数人となる場合は、別紙で提出してください

所属機関	所属部署
資格	氏名

※研究の実施に関わる者及びモニタリング従事者は監査従事者となることはできません。

21 緊急時の対応

※各項目について該当がない場合、以下の記入は不要です

研究対象者に緊急かつ明白な生命の危機が生じている状況における研究(「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」第8の8の規定による研究)の実施:

該当あり 該当なし

規定に掲げる要件を満たしていることについて判断する方法

① 研究対象者に緊急かつ明白な生命の危機が生じていること	要件を満たしていることについて判断する方法
② 介入を行う研究の場合には、通常の診療では十分な効果が期待できず、研究の実施により研究対象者の生命の危機が回避できる可能性が十分であると認められること	
③ 研究の実施に伴って研究対象者に生じる負担及びリスクが必要最低限のものであること	
④ 代読者又は代読者となるべき者と直ちに連絡を取ることができないこと	

侵襲を伴う研究の実施:

該当あり 該当なし

重篤な有害事象等の緊急時の対応方法

例) 報告すべき有害事象の範囲及び報告の方法

研究によって生じた健康被害に対する補償

例) 金銭、医療行為の提供 等

通常時の診療を超える医療行為を伴う研究の実施:

該当あり 該当なし

研究対象者への研究実施後における医療の提供に関する対応:

## 学位論文審査基準

学位論文の審査は、研究科が定める基準によって行われます。  
詳細は、研究指導科目の中で説明されます。

## 研究支援

大学院が、学会において研究報告（口頭発表又はポスター発表）を行う場合、補助金が支給される場合があります。詳細は教学サポート課までお問い合わせください。

## 奨学金制度

大学院生を対象とした本学独自の奨学金制度は次のとおりです。また、日本学生支援機構奨学金、地方公共団体奨学金等も受給可能です。詳細については教学サポート課にお問い合わせください。

なお、制度については、見直しが行われることがあります。

## 日本大学の奨学金制度

### ・日本大学古田奨学金

本学の興隆発展に寄与された故古田重二良先生の功績を顕彰して設置され、大学院生を対象として、学業及び人物ともに優秀で、健康な者に給付します。

給付金額 年額 20 万円，採用者数 若干名，募集時期 5 月頃，給付時期 6 月頃

### ・日本大学ロバート・F・ケネディ奨学金

故ロバート・F・ケネディ米国司法長官が寄付した基金をもとに設置され、大学院生を対象として、学業及び人物ともに優秀で、健康な者に給付します。

給付金額 年額 20 万円，採用者数 若干名，募集時期 5 月頃，給付時期 6 月頃

### ・日本大学創立 100 周年記念 外国人留学生奨学金

外国人留学生を対象とした制度で、大学院・学部・短期大学部に在学し、学業成績・人物が優秀で健康であり、特待生ほか本学の奨学金を受けていないことが条件です。ただし、国費外国人留学生・外国政府派遣留学生は対象としません。

給付金額 授業料相当額の半額（詳細は教学サポート課までお問合せください）

### ・日本大学大学院スポーツ科学研究科特別奨学金

入試の成績が優秀な者に給付します。（詳細は教学サポート課までお問い合わせください）



# ティーチング・アシスタント (TA) 制度について

## 目的

TA 制度は、大学教育の充実及び教育の質保証、自学自修支援並びに授業の円滑な運営に資することで、学生への教育サービス向上を目的として設定されています。

また、TA として従事する学生自身へ教育訓練の場を提供することや、学生の経済的支援も目的としています。業務、資格等については、「三軒茶屋キャンパスティーチング・アシスタントに関する内規」及び「三軒茶屋キャンパスティーチング・アシスタントの業務及び指導・管理基準」(令和5年4月1日施行)にそれぞれ定められており、規程に沿って運用されています。

## 資格と採用期間

### ・資格

原則として三軒茶屋キャンパス在学中の大学院生で、次の条件を備えている方に資格があります。

- 1) 学業成績が優秀で人物が優れていること。
- 2) 担当科目に対する専門的知識を有し、学生の教育指導・支援に熱意があること。
- 3) TA に必要な技能に関する審査に合格し、事前講習を受けた学生であること。

### ・採用期間

採用期間は、修士課程の修業年限2年間とし、半期又は通年の開講期間において採用します。なお、採用は各学期ごとに実施いたします。

## 職務、勤務時間及び給与等

### ・職務

TA の職務はあくまで教育補助です。授業の内容・方法等を決定し、成績評価も含めて責任を負うのは担当教員になります。TA の職務権限の範囲を超えないよう、担当教員からの具体的な指示に従い業務を遂行することが求められます。

### ・勤務時間

TA の業務が教育研究等に役立つからといって、TA 業務に従事し過ぎて大学院学生の本分である学業が疎かになってしまっては意味がありません。そのため、過重労働を避けるため、1 講座当たり2 時間(事前事後30分を含む)、月10 時間を目安とし、年間120 時間以内とします。

### ・給与等

TA の手当として、1 講座(実働2 時間)につき3,000 円を支給します。ただし、授業外における業務の場合は、時間給1,200 円を支給します。その他、給与等の詳細については、雇用契約書を取り交わす際にお知らせします。

## その他

---

- ・ TA として勤務する場合、あらかじめ指定された研修を受講する必要があります（研修の実施方法等は、別途教学サポート課から連絡予定）。
- ・ 自分が登録している科目のティーチング・アシスタント等になることはできません。

より詳細な内容については、大学院ガイダンス時に配付する、日本大学大学院スポーツ科学研究科ティーチング・アシスタント（TA）の手引きをご確認ください。

# 学生生活

## 三軒茶屋キャンパス住所

---

〒154-8513

東京都世田谷区下馬 3-34-1

## アクセス

---

東急東横線「祐天寺」駅から東急バスで10分

東急田園都市線・世田谷線「三軒茶屋」駅下車徒歩10分

## 事務局

---

- ・ 教学サポート課
  - 1) 授業・試験・成績・就職に関すること
  - 2) 学生生活に関すること
  - 3) 奨学金に関すること
  - 4) 入試に関すること
  - 5) 図書に関すること
- ・ 管理マネジメント課
  - 1) 学費に関すること
  - 2) 後援会に関すること
  - 3) 校友会に関すること

## 事務局連絡先

---

Tel. 03-6453-1600 (教学サポート課)      Fax.03-6453-1630

03-6453-1700 (管理マネジメント課)

## 学籍・学生証・授業料等について

---

皆さんが日本大学に入学すると同時に本研究科に「学籍」が発生します。学籍には、スポーツ科学研究科に入学してから修了までの履歴や成績など、在学中の重要な情報が保存され、修了後も大切に保管されます。在学中だけでなく、修了後の証明書の発行等はこの情報を基に作成されます。

- ・ 学生証（学生証裏面シール）

学生証は、皆さんが日本大学の学生として本学に在学していることを証明するもので、表面の個人を特定する情報が記載されたカードと学生証裏面シールとで構成されています。学生証の個人を特定する情報が記載されたカードは、入学時に交付されたものを修了まで使用します。ただし、学籍シールは各年度のはじめ、あるいは通学経路が変わった場合に貼りかえる必要があります。

また、学生証裏面シールは通学証明をするものです。在籍を証明するものではありません。教学サポート課の「経路確認」印がないものは通学証明に使用できません。通学経路は自宅の最寄り駅から三軒茶屋キャンパスの最寄り駅区間であって、「最速」「最短」「最安」ルートのいずれかのみ申請できます。年度途中の通学経路の変更は原則、認められません。

- 1) 学生証は、校舎への入構、授業の出席管理、定期試験の受験、通学定期の購入などの際に必要なものですので、常に携帯してください。

- 2) 学生証を紛失あるいは破損した際には、速やかに教学サポート課に申し出て、その指示に従って再発行等の手続きを行ってください。
- 3) 紛失した学生証が見付かった場合には、速やかに教学サポート課に申し出てください。
- 4) 修了や退学などの際には、学生証を大学に返還してください。

・休学と復学

病気その他やむを得ない事由のため、引き続き3ヶ月以上修学できない状態の者は、研究科指定の「休学願」にその事実を証明する書類を添え、保証人連署で教学サポート課を通じて、研究科長に願い出て、その許可を得て原則として入学年度を除き、休学することができます。

- 1) 入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は休学を認めることもあります。
- 2) 休学期間は、1学期又は1年とし、通算して在学年数の半数を超えることはできません。
- 3) 休学期間は在学年数に算入されますが、修業年数には算入されません。
- 4) 休学中の学費の徴収は次のとおりです。

願出期日と休学期間	学費等の取扱い
5月31日までにその学年の休学を願い出た場合	前学期及び後学期の授業料、前学期及び後学期の施設設備資金、日本大学校友会準会員の年会費は徴収しません。 ただし、前学期及び後学期の休学在籍料としてそれぞれ6万円を徴収します。
6月1日から11月30日までの間に、その学年の休学を願い出た場合	後学期の施設設備資金、日本大学校友会準会員の年会費は徴収しません。 ただし、後学期の休学在籍料として6万円を徴収します。
5月31日までに前学期の休学を願い出た場合	前学期の授業料、前学期の施設設備資金、日本大学校友会準会員の年会費は徴収しません。 ただし、前学期の休学在籍料として6万円を徴収します。
11月30日までに後学期の休学を願い出た場合	後学期の授業料、後学期の施設設備資金、日本大学校友会準会員の年会費は徴収しません。 ただし、後学期の休学在籍料として6万円を徴収します。

- 5) 休学者が再び通学する場合には、研究科指定の「復学願」を保証人連署で教学サポート課を通じて研究科長に願い出て、その許可を得て復学することができます。復学は学期の始めとなります。
- 6) 「休学願」「復学願」は教学サポート課で用意しています。

・退学と除籍

病気その他やむを得ない事由のため、あるいは学費等の未納や欠席が長期にわたる場合は退学あるいは除籍になります。

- 1) 病気その他やむを得ない事由のため、自らの意志で退学しようとする者は、研究科指定の「退学願」に学生証とその事実を証明する書類を添え、保証人連署で教学サポート課を通じて研究科長に願い出て、その許可を得て退学することができます。
- 2) 故なくして3ヶ月以上学費の納付を怠った者、あるいは故なくして欠席が長期にわたる者を、大学は本人の意志にかかわらず除籍とすることがあります。

・学費

当研究科では、学費・諸会費の納入は口座振替となります。前学期の振替は4月27日、後学期の振替は9月27日を予定しております。

**口座振替予定日 前学期分 4月27日**  
**後学期分 9月27日**  
**※振替予定日が金融機関休業日の場合、**  
**振替日は翌営業日になります。**  
**※振替予定日は年度によって変更となる場合があります。**

※期限までに納入が困難な者は、納入期限までに管理マネジメント課（03-6453-1700）に申し出てください。

・証明書発行手数料

就職活動、留学、その他の目的で各種の証明書が求められる場合があります。本学所定の証明書としては以下のものがあります。

各種証明書発行については、1号館1階事務室の証明書自動発行機で発行できます。

種類		摘要	金額
証明書	在学証明書	1通	100円
	成績証明書	1通	200円
	修了証明書	1通	200円
	修了見込証明書	1通	100円
	健康診断証明書	1通	100円
	英文証明書	1通	200円
	学生証再発行	1回	1,000円

・学割証

「学校学生生徒旅客運賃割引証」通称「学割証」は、JR線を利用して片道100kmを超える区間を利用する場合に運賃が2割引になる割引証です。発行方法は、証明書自動発行機で、1人につき1回2枚まで発行できます。

なお、年間の上限10枚を超えて申し込む場合は、教学サポート課窓口にて申し出てください。

・拾得物及び忘れ物の保管

大学構内での忘れ物や、落し物を拾得した場合は、教学サポート課まで届け出てください。届けられた物品は教学サポート課にて原則3ヶ月間保管しています。

・ポータルサイト

大学・研究科からの連絡は、原則として、すべてポータルサイトの「学内連絡」によって行います。「学内連絡」を確認しなかったために生じる不利益は、学生本人の責任となります。

休講、補講、教室変更、定期試験などの授業に関する告知をはじめとして、奨学金関係、就職ガイダンスの案内等、学生への重要な連絡などは、すべて学内連絡で行います。緊急を要する重要な連絡事項もありますので、必ず、1日に1回「学内連絡」を確認する習慣をつけてください。

なお、休講情報などを、掲示や本研究科ホームページで確認できる情報もありますが、あくまで補助的な手段となります。

#### ・保健室

保健室は1号館1階東側エレベーター前にあります。看護師が常駐し、随時健康相談・保健指導を行っています。開室日時に変更がある場合（夏季休暇期間等）は、保健室前の掲示板にて連絡します。

また、学校医が毎週来校し、必要に応じて受診勧奨や紹介状の発行、精密検査の案内を行っています。学校医への健康相談を希望する場合は、事前に保健室に相談してください。

（保健室開室日時）

月曜日～金曜日 9時00分～17時00分

土曜日 9時00分～12時00分（隔週）

（学校医来校日）

毎週月曜日（午前中のみ）、水曜日、木曜日

※詳細な日時は事前に保健室に相談してください。

#### ・大学院生室

6階の大学院生室は、院生のみ利用できる自習エリアです。勉強等により使用した私物は、必ず院生室内のロッカーに収納してください。

#### ・地下2階ロッカー

地下2階の更衣室のロッカーは個人に割り当てられます。自分が割り当てられたロッカー番号は更衣室掲示板に貼り出されますので、新年度ガイダンスの期間に確認してください。

## ハラスメントについて

---

#### ・セクシャル ハラスメント

相手方の意に反した性的な言動を行うことにより、不快感や屈辱感を抱かせ、就学上又は就業上の環境を不快にさせることや、性的な要求をし、その対応により、不利益若しくは利益を与えること、又はそのようなことを示唆することです。

- 1) 性的な関心、欲求に基づく言動
- 2) 性別による差別意識等に基づく言動

#### ・アカデミック ハラスメント

教育・研究の場において、優越的な地位にある者が行う不適切で不当な言動・指導・待遇により相手方の勉学や研究意欲・研究活動を害することをいいます。つまり、教育や研究の場で見受けられる権力を利用した嫌がらせのことです。

- 1) 指導の際、学生の能力や人格を否定するような発言を繰り返す。
- 2) 指導を求めても、理由なく指導をしようとしめない。
- 3) 長時間にわたって威圧的な説教をする。
- 4) 学生に、教育・研究と無関係な雑用や私用を強要する。

#### ・アルコール ハラスメント

飲酒にまつわる人権侵害です。

- 1) 飲酒の強要
- 2) 一気飲ませ（一気飲み、早飲み競争、罰ゲーム等）
- 3) 意図的な酔いつぶし（酔いつぶすことを意図として飲み会をする）
- 4) 飲めない人への配慮を欠くこと（体質や意向を無視して飲酒をすすめる、飲めないことをからかったり、侮辱する）
- 5) 酔った上での迷惑行為（暴言・暴力、ひんしゅく行為、セクハラ等）

## ハラスメントを受けたときの対応

---

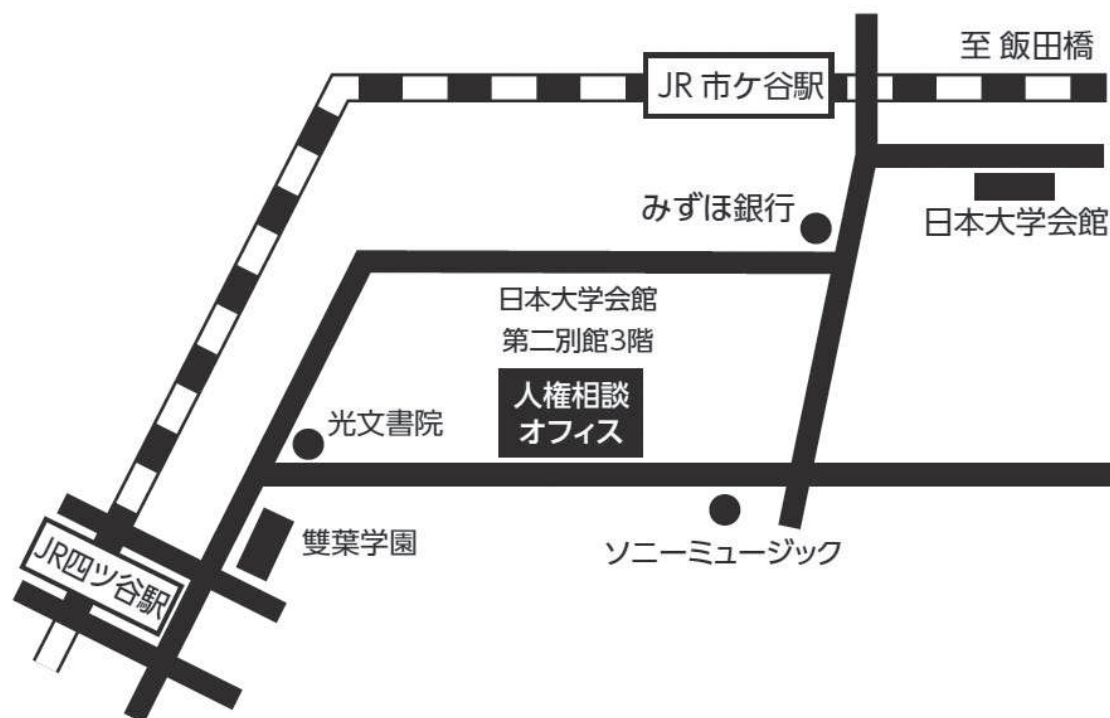
ハラスメントの被害にあった場合、あるいは身近でハラスメントが起きた場合は、被害の継続と拡大を防ぎ、早急に被害を回復することが必要です。そのためには以下のような対応が望まれます。

- 1) 自分が不快だと感じた場合には、まず、その行為が不快である、すぐに止めてもらいたいとはっきり相手に伝えましょう。
- 2) 実際に身近でハラスメントを見聞きした場合には、学生支援室あるいは教学サポート課に相談しましょう。
- 3) 友人や後輩から相談を受けた場合は、被害の継続を差し止め、その拡大を防ぐために、被害を受けた人の立場に立って解決に向けて協力しましょう。
- 4) 相手の行為はあなたの責任ではありません。自分を責めたり一人で悩んだりせず、早めに相談しましょう。相談窓口については、学外に設置されている人権相談オフィスがあります。

## 人権相談オフィス

---

人権相談オフィスは、相談を受け付ける機関及び相談者との面談を行う場所として次のとおり大学が設置しています。



## 住所

---

〒102-8251

東京都千代田区五番町 12-5 日本大学会館第二別館 3階

tel. 03-3221-2562

e-mail jinken@nihon-u.ac.jp

※匿名での電話やメールでも相談できますが、具体的な対応を希望する場合は、面談が必要です。

## 開室時間

---

月曜～金曜日 10時00分～17時00分

※開室時間の変更等がありますので、必ず事前に連絡の上、お越しく下さい。

## アクセス

---

「市ヶ谷」駅下車 徒歩4分

JR 総武線各駅停車

東京メトロ有楽町線・南北線（出口3）

都営地下鉄新宿線（出口3）

「四ツ谷」駅下車 徒歩5分

JR 総武線各駅停車・中央線快速（麹町口）

東京メトロ丸ノ内線・南北線（出口3）



## 学生支援室

学生支援室は1号館1階（保健室隣）にあります。臨床心理士によるカウンセリングは、毎週月曜・火曜・水曜・金曜日です。

（開室時間）月曜・火曜・水曜・金曜日 10時00分～17時00分

## 日本大学本部学生支援センター

研究科の他に日本大学学生支援センターでも相談やカウンセラー（臨床心理士）によるカウンセリングを受けることができます。詳細は以下のほか、ホームページやQRコードでも御確認ください。

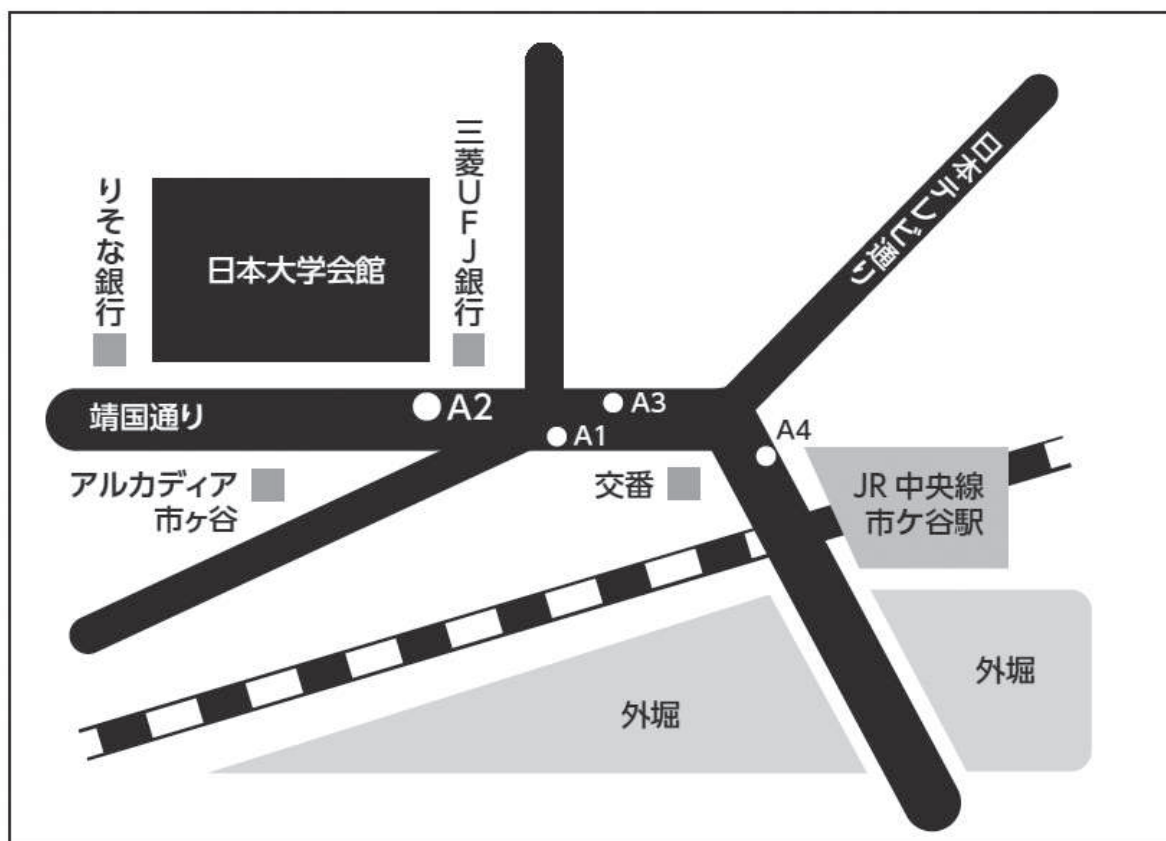
直接来室もしくは下記電話番号にて予約

tel. 03-5275-8238（相談専用ダイヤル）

（開室時間）月曜～土曜日 10時00分～17時00分

※休日及び祝日、創立記念日、夏季一斉休暇、年末年始は閉室します。

## 日本大学本部学生支援センター案内図



学生支援センターホームページ URL 及び QR コードは以下のとおり

([https://www.nihon-u.ac.jp/campuslife/counseling/counseling\\_center/](https://www.nihon-u.ac.jp/campuslife/counseling/counseling_center/))



## 自転車通学の手続き

---

三軒茶屋キャンパスは市街地にあり、駐輪台数も限られているため、原則として公共交通機関の利用による通学を推奨しています。やむを得ない事情により自転車通学を希望する場合は、期限内に駐輪許可に必要な書類を教学サポート課へ提出して、許可を受けなければなりません。駐輪台数に限りがあるので、年度ごとに抽選を行います。自転車通学の手続きに必要な条件は以下の通りです。

- 1) 対人・対物事故に対応した個人賠償責任保険に加入していること。
- 2) 防犯登録（防犯登録番号の確認）をしていること。
- 3) 自宅が三軒茶屋キャンパスから 1.5km 以上 6km 以内（直線距離）であること。
- 4) 通学定期券を購入していないこと。

駐輪場使用許可の手続き等についての詳細は教学サポート課へ問い合わせてください。また、駐輪場使用者には、三軒茶屋キャンパスオリジナルシールを配布します。シールを貼っていない自転車については、駐輪場の使用を認めません。

## 自動車、バイクの通学禁止

---

三軒茶屋キャンパスは市街地にあり、自動車及びバイクでの通学は、車両事故、騒音妨害、道路混雑などの原因となり地域住民への多大な迷惑となるので禁止とします。

## 盗難防止

---

貴重品等、自分の所持品を教室などの施設内に放置したままにしないよう気をつけてください。特に財布や携帯電話などは常に身に付ける習慣をつけ、盗難や置き引きの被害に遭わないよう、自分の所持品に対する管理には、十分注意してください。

## 学内禁煙と三軒茶屋周辺的环境美化

---

健康増進法（受動喫煙の防止）や世田谷区の条例の施行に伴い、三軒茶屋キャンパス校舎内を、全館禁煙としています。三軒茶屋キャンパスに通う学生としてマナーやルールを遵守してください。また、校舎周辺で、路上喫煙・違法駐車、駐輪等を行った場合、罰則が適用されます。こうしたトラブルを起こさないよう注意するとともに、地域住民と共に区の環境美化に努めるよう心掛けてください。

## その他の注意事項

---

学内において、授業・研究及び業務の妨害となるデモ行為等は厳禁とします。

- 1) 凶器、危険物に類する物品は、学内持ち込み厳禁とします。
- 2) 大学の建物、机、椅子その他一切の備品、器具の保全に心掛けてください。これらを破壊・汚損したときは、補修費の弁済を求めることがあります。
- 3) 原則として、事前に届出のない印刷物（ビラ）等の配布・掲示は禁止します。
- 4) 学内に宿泊することはできません。
- 5) 宗教活動やキャッチセールス等の勧誘行為は一切禁止します。

# 図書館の利用

図書館は、大学の使命である教育・研究活動を支える拠点です。図書館には、学修に必要な国内外の図書、雑誌などが体系的に収集・保管されています。また、電子ジャーナルなどのデータベースからの資料検索もできます。三軒茶屋キャンパスの図書館には、大学院危機管理学研究科と大学院スポーツ科学研究科の専門分野の学術書を中心に所蔵しています。

図書館には、閲覧室の他、グループスタディールームもありますので、演習やゼミナールでの共同作業などでも利用してください。

## 貸出冊数と期間

図書については、1度の利用につき貸出冊数は10冊、期間は1か月です。貸出期間の延長は1回のみ可能です。ただし、貸出時点で返却をしていない図書がある場合は、貸出冊数から未返却分を差し引いた冊数のみ借りることができます。製本雑誌、未製本雑誌、AV資料は閲覧のみ認めます。

なお、返却を延滞した場合は、罰則として延滞日数と同日数の期間（最長60日）で貸出しを禁止します。

## 開館時間

- ・通常授業期間中  
月曜日～金曜日 9時00分～20時00分
- ・休暇期間中  
長期休暇期間中の開館時間は、掲示等でお知らせします。

## 休館日

土曜日、日曜日、祝日（授業実施日を除く）、創立記念日（10月4日）、その他大学が定めた日となります。

## 相互利用サービス

当館で所蔵していない資料が、本学他学部や他機関（他大学・国立国会図書館等）に所蔵されている場合、以下の方法が利用可能となります。以下以外にも様々な活用方法があります。

詳しくは図書館カウンターにて御相談ください。

- ・資料の取り寄せ、文献複写、現物貸借

# 大地震時行動マニュアル

震度5弱以上の地震発生時には、このマニュアルを参考にして行動してください。

震度5弱の地震では、大半の人が恐怖を覚え、物につかまりたいと感じます。

棚にある食器類や本が落ちることがあります。

固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがあります。

## 1. 地震発生 大きな揺れは1分程度

☆まず、身を守る

- 窓や棚のような、ガラスが割れたり中の物が飛び出しそうな物から離れる。
  - 机の下にもぐったり、バッグで頭を覆うなどして、落下物から頭と手足を守る。
  - 余裕があれば、ドアを開け出口の確保をする。
  - 落下物のない場所にいる場合には、その場に座り込んで揺れが収まるのを待つ。
- ※あわてて建物の外に出るのはかえって危険です。

## 2. 揺れがおさまったら

☆1～3分後

- 非常脱出口の確保をする（ドアの開放）。
- すばやく火の始末をする。火が出たら、落ち着いて初期消火をする。
- ブレーカーを落とす。プラグを抜く。
- 周囲の安全確認をする。倒れた物の下敷きになっている人がいないか確認する。
- エレベーターに乗っていた場合は、全階の停止ボタンを押す。

☆3～5分後

- 余震に注意しながら、その場で待機する。学内では全館放送あるいは教職員による地震情報及び避難の安否について確認する。

## 3. 避難のしかた（学内の場合）

☆建物の状況により、避難指示は館内放送あるいは教職員が行います。

- あわてず、騒がず、落ち着いて指示に従う。
- エレベーターは使用禁止です（炎と煙に巻き込まれないように階段を使って避難する）。
- エレベーターに閉じ込められても自力での脱出は危険です。ドアが開くまで待機する。
- 落下物・ブロック塀・自動販売機など倒れそうな機器などに注意する。
- ガラスなどの破片や頭上からの落下物にも注意することが必要です。

## 4. 落ち着いたら① 家族との安否確認

☆NTTの災害伝言ダイヤル（171）

- 録音する

171-1-（市外局番から被災地の方は自宅の番号、被災地以外の方は被災地の方の番号）

-1#- 録音する -9#

- 再生する

171-2- 市外局番から（市外局番から被災地の方は自宅の番号、被災地以外の方は被災地の方の番号）

-1#- 再生する -9#

※録音時間は30秒です。

## 5. 落ち着いたら② 帰宅するのか、大学に残るのか

☆歩いて帰れる目安は 20km

- 鉄道・道路・火災発生の状況について大学が情報の提供をします。
- 帰宅するのも、二次災害に遭わないよう時差をつけて混雑を避けることも必要です。
- 帰宅する前に、大学に届けを出してください。
- ルート情報を収集して、同じ方向に向かう人を探すなどをしてから行動します。

## 6. 落ち着いたら③ 大学からの安否確認

☆ポータルサイトによる安否確認

- ポータルサイトに登録されているメールアドレスに大学から安否確認のメールが送信されるので、確認後、速やかに大学へ返信してください。

☆授業の再開等

- 授業の再開等の情報は、ポータルサイトに登録されているメールアドレスに送信されるとともに、ホームページにも情報がアップされます。

# 日本大学学則（抜粋）

## 学年・学期及び休業日

第13条 学年は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第14条 学期は、次のとおりとする。ただし、事情によって異なる場合がある。

前学期 4月1日から9月30日まで

後学期 10月1日から3月31日まで

第15条 休業日は、次のとおりとする。ただし、休業日でも特に授業又は試験を行うことがある。

- ① 日曜日
- ② 国民の祝日に関する法律に規定する休日
- ③ 本学創立記念日（10月4日）
- ④ 春季休業3月11日から3月31日まで
- ⑤ 夏季休業7月11日から9月10日まで
- ⑥ 冬季休業12月21日から翌年1月10日まで

2 休業日の変更及び臨時の休業日については、そのつどこれを定める。

## 入学・在学・休学・復学・留学・退学及び除籍

第16条 入学の時期は、学年の始め又は学期の始めとする。

第20条 修業年限とは、本大学の教育課程を修了するために必要な期間のことをいう。

2 在学年限とは、本大学において学生の身分を有することができる期間のことをいう。

第25条 休学とは、病気その他やむを得ない事由により、3か月以上修学できない状態のことをいう。

2 復学とは、休学期間満了によって、再び修学することをいう。

3 休学しようとする者は、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で願い出て、その許可を得て原則として入学年度を除き、休学することができる。ただし、入学年度の後学期については、修学困難な事由の場合は認めることがある。

4 休学期間は、1学期又は1年とし、通算して在学年限の半数を超えることができない。

5 休学者は、その事由が解消された場合、保証人連署で願い出て、許可を得て復学することができる。

6 休学者は、学期の始めでなければ復学することができない。

7 休学期間は、在学年数に算入する。

第27条 留学とは、本大学が教育上有益と認めるときは、休学することなく、外国の大学において、許可を得て一定期間修学することをいう。

2 留学の期間は、修業年数に算入する。

第28条 退学とは、在学の間において在籍関係を解除することをいう。退学には、その手続により、次のものがある。

① 病気その他やむを得ない事由による、学生の意志に基づく願い出によるもの。ただし、その事実を証明する書類を添え、保証人連署で退学願を提出して、許可を受けなければならない。

② 学生が死亡したことによる、保証人からの届出によるもの

③ 第30条に基づく除籍によるもの

④ 第76条及び第77条に基づく懲戒によるもの

2 第36条に基づく年度のGPAが1.50未満で、修学指導の結果、改善が見込まれないと判断した場合は、退学勧告を行う。

第 30 条 除籍とは、学生の帰すべき事由により在籍関係を強制的に解除し、退学させることをいう。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、除籍することができる。

- ① 故なくして学費の納付を怠った者
- ② 故なくして欠席が長期にわたる者
- ③ 在学年限を超えた者

## 履修規定

第 32 条 各授業科目の単位数は、1 単位の授業科目を 45 時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算するものとする。また、教育上必要と認められる場合には、修得すべき単位の一部の修得について、これに相当する授業時間の履修をもって代えることができる。

- ① 講義及び演習については、15 時間から 30 時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって 1 単位とする。
- ② 実験、実習及び実技については、30 時間から 45 時間までの範囲で学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって 1 単位とする。ただし、芸術学部における個人指導による実技の授業については 15 時間の授業をもって 1 単位とする。
- ③ 講義、演習、実験、実習又は実技のうち二つ以上の方法の併用により授業を行う場合については、その組み合わせに応じ、前 2 号に規定する基準を考慮して学部又は大学院研究科が定める時間の授業をもって 1 単位とする。

2 前項の規定にかかわらず、卒業論文、卒業研究、卒業制作等の授業科目については、これらに必要な学修等を考慮して単位数を定めることができる。

第 32 条の 2 前条に規定する講義、演習、実験、実習又は実技による授業は、文部科学大臣が別に定めるところによって、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

第 34 条 学業成績は、授業科目ごとに行う試験によって、これを定める。ただし、授業科目によっては、その他の方法で査定することができる。

2 試験には、平常試験・定期試験・追試験及び再試験がある。

- ① 平常試験とは、当該授業科目履修者を対象に授業科目担当教員が学期の途中に適宜行う試験のことをいう。
- ② 定期試験とは、当該授業科目履修者を対象に大学の定めた試験期間中に行う試験のことをいう。定期試験は学期末又は学年末に行う。
- ③ 追試験とは、やむを得ない事由のため定期試験を受けることのできなかつた者のために行う試験のことをいう。
- ④ 再試験とは、受験の結果不合格となった者のために行う試験のことをいう。

3 追試験及び再試験は、当該学部において必要と認めたときに限り、これを行う。

第 35 条 修学についての所定の条件を備えていない者は、受験資格を失うことがある。

## 学費及び貸給費

第 40 条 授業料その他所定の学費は、別表 2 の定めるところにより納付するものとする。

2 編入学・再入学・転部・転科及び転籍の学費の取扱いについては、別に定める。

3 休学及び留学を許可された学生の休学及び留学期間中の学費の取扱いについては、別に定める。

第 41 条 授業料を分納しようとする者は、事由を述べた書面により、保証人連署で願い出るものとする。

第 42 条 証明手数料等については別表 3 の定めるところにより納付するものとする。

第 43 条 既納の学費は、いかなる理由があっても返還しない。

第 44 条 停学を命ぜられた学生は、停学期間中も授業料を納付しなければならない。

第 45 条 学業人物ともに優秀な学生であって、学費支弁の方法のない者には、学費を減免し、又は貸与・給付することがある。

2 減免・貸給費については、別に定める。

## 賞罰

第 75 条 人物及び学業成績が優秀な者には、授賞することがある。

2 授賞に関する規定は、別に定める。

第 76 条 学生が本大学の規則・命令に背き若しくは大学の秩序を乱し、又は学生としての本分に反する行為があった場合にはその情状によって懲戒を行うことがある。

第 77 条 懲戒は、退学・停学及び訓告の 3 種とする。

2 前項の退学は、次の各号のいずれかに該当する者について行う。

① 性行不良で改善の見込みがないと認められる者

② 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者

③ 正当の理由がなくて出席常でない者

④ 大学の秩序を乱し、その他学生としての本分に反した者

3 停学とは、一定期間、授業の受講及び施設設備の利用等を禁止し、その他の課外活動等についても禁止することをいう。

4 訓告とは、文書で戒めることをいう。

5 懲戒の手續に関する規定は、別に定める。

## 第 3 章 大学院

### 総 則

第 105 条 本大学院の課程は、修士課程、博士課程及び専門職学位課程とする。

2 修士課程は、広い視野に立って精深な学識を授け、専攻分野における研究能力又はこれに加えて高度の専門性が求められる職業を担うための卓越した能力を培うことを目的とする。

6 修士課程の標準修業年限は、2 年とする。

10 第 6 項、第 7 項、第 9 項及び第 11 項の規定にかかわらず、学生が職業を有している等の事情により、標準修業年限を超えて第 106 条第 14 項に規定する在学年限の期間にわたり計画的に教育課程を履修し修了することを希望する旨を申し出たときは、その計画的な履修を認めることができる。

11 第 117 条第 6 項の規定により、本大学院に入学する前に修得した単位（学校教育法第 102 条第 1 項の規定により入学資格を得た後に、修得した単位に限る。）を本大学院において修得したものとみなす場合であって、当該単位の修得により、本大学院の修士課程又は博士課程（前期及び後期の課程に区分する博士課程における後期の課程を除く）の教育課程の一部を履修したと認めるときは、当該単位数、その修得に要した期間その他を勘案して、1 年を超えない範囲で当該学生の在学期間を短縮することができる。ただし、当該課程の在学期間を 1 年未満に短縮することはできないものとする。

第 106 条 修士課程は、所定の年限在学し、専攻科目について 30 単位以上を修得、必要な研究指導を受け、更に修士論文の審査（芸術学研究科、理工学研究科建築学専攻及び生産工学研究科建築工学専攻に限り、特定の課題についての研究の成果の審査をもって修士論文の審査に代えることができる）及び最終試験に合格した者に修士の学位を授与する。ただし、優れた業績を上げた者については、1 年以上在学すれば足りるものとする。



- 2 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりである。ただし、学術の専攻分野の名称は、学際領域等専門別に区分しがたい分野を専攻した者について授与する。

研究科名	専攻名	専攻分野の名称
スポーツ科学研究科	スポーツ科学専攻	スポーツ科学
全研究科		学術

### 教育課程及び履修方法

第117条 本大学院の教育は、授業科目の授業及び学位論文の作成等に対する指導によって行うものとする。

- 3 各研究科における授業科目・単位数及び研究指導並びに履修方法は次条以下による。
- 4 学生が許可を受け、他の研究科又は他大学大学院において履修した授業科目について修得した単位については、当該学生が在籍する研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 5 前項の規定により認定することができる単位数は、15単位を超えないものとする。
- 6 学生が本大学院に入学する前に大学院において履修した授業科目について修得した単位については、当該学生が在籍する研究科の授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。
- 7 前項の規定により認定することができる単位数は、15単位を超えないものとする。
- 8 第4項及び第6項により修得したものとみなす単位は、合わせて20単位を超えない範囲（法務研究科専門職学位課程（法科大学院）については、30単位（認定連携法曹基礎課程を修了した者又はこれらの者と同等の学識を有すると認められた者については46単位）（専門職大学院設置基準第21条第1項ただし書きの規定により30単位を超えて算入できる単位を除く）を超えない範囲）で、修了するために必要な単位数に算入することができる。
- 9 各研究科において、教育研究上有益と認めるときは、あらかじめ協議の上、学生が他の研究科、他大学大学院の研究科又は研究所等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。ただし、修士課程の学生について認める場合には、当該研究指導を受ける期間は、1年を超えないものとする。
- 10 第4項から第9項までの規定は、学生が各研究科の許可を受けて外国の大学に留学する場合にこれを準用する。

令和5年3月現在

# 日本大学学位規程（抜粋）

令和5年4月1日施行

（趣 旨）

第1条 この規程は、日本大学学則に定めるもののほか、日本大学（以下「本大学」という）が授与する学位についての必要事項を定める。

（学位の種別）

第2条 本大学において授与する学位は、学士、修士、博士及び専門職学位とする。

3 修士の学位に付記する専攻分野の名称は、次のとおりとする。ただし、学術の専攻分野の名称は、学際領域等専門別に区分し難い分野を専攻した者について授与する。

スポーツ科学 学 術（その他 略）

（学位授与の要件）

第3条 本大学の学部を卒業した者には、本大学学則の定めるところにより、学士の学位を授与する。

2 本大学大学院の修士課程を修了した者には、本大学学則の定めるところにより、修士の学位を授与する。

附 則

この規程は、令和5年4月1日から施行する。



自主創造  
日本大学